

議長／皆さんおはようございます。

前日に引き続き会議を開きます。

日程に基づき、市政事務に対する一般質問を開始いたします。

まず初めに、7番朝長議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

7番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、7番朝長勇の一般質問を始めさせていただきます。

早速質問に入っていきますけれども、今回は大きく3項目について質問をさせていただきます。

まず最初、マイナンバーカードとマイナ保険証についてということですが、今年12月2日から健康保険証の新規発行ができなくなるということで、武雄市でもマイナンバーカードの保険証利用登録、いわゆるマイナ保険証の普及に取り組まれていると思いますけれども、これについては、国民の理解が不十分なまま強引に進められているのではないかという懸念をちょっと抱いております。

メリットばかりが強調される割には、国民の方はその必要性をいま一つ感じていないと。逆にその危険性について十分知らされていないという面があるのではないかと感じております。

実際、8月30日の佐賀新聞の記事になりますけれども、現行保険証、あと3か月ということで、やはり廃止には無理があるんじゃないかということで記事が書いてあります。

実際にマイナ保険証の利用率、マイナンバーカードの保有率が70%ぐらいと。

マイナ保険証の利用率はまだ10%程度ということで、非常に浸透していないというような状況、あと、いろんな問題点も書いてありますけれども、こういった状況を踏まえて、まずは、武雄市におけるマイナ保険証の登録率及び利用率についてお尋ねいたします。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／おはようございます。

武雄市国民健康保険加入者のマイナ保険証登録率は令和6年6月現在ですが、66.37%で、利用率は10.89%です。

武雄市の後期高齢者医療制度加入者のマイナ保険証登録率は、同じく令和6年6月末現在57.7%で、利用率は7.48%となっております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／今の比率からいうと、全国よりも若干低いのかなという感じですけども、実際のところ、マイナンバーカードを作成して、保険証の利用登録申込みをした市民の皆さんの中には、いろいろキャンペーンとかマイナポイントとか、そのポイント目当てでカードをつくって、特にマイナ保険証が便利だから、そういうわけでもなくですね、何か騒いでいるし、ポイントもらえるからということで、実際には制度そのものはあまりよく分からないまま、取りあえず登録だけしたというような方も多いのではないかと思います。

実際、登録率と利用率に差があるというのはそういうことを反映しているのではないかと考えておりますけれども、実際、よく分かっていない人もいらっしゃるようなんです。

マイナ保険証登録しているけれども、保険証もずっと使われているものと。

要は、両方とも使われるというような、実際、そういう認識をしているような方もいらっしゃいましたので、このマイナ保険証を登録した場合、従来の保険証というのはいつまで使えるかということについてお尋ねいたします。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／武雄市国民健康保険と佐賀県後期高齢者医療制度においては最長で令和7年7月31日まで御利用いただけます。

保険証の発行ができなくなる令和6年12月2日以降に70歳になられる方については、誕生月の末日まで、ただし、1日生まれの方は70歳の誕生日まで、75歳になられる方については誕生日の前日までご利用いただけます。

保険証の期限等については加入している医療保険によって異なりますので、それぞれの保険者に御確認いただきたいと思います。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／それぞれ時期にずれはあるようですが、結局はもう来年いっぱい、長くても来年いっぱいということになっているようですね。

それからはもう今までの保険証は使えないということになるようなのですが、これについて、やはり非常にいろんな団体などから問題点を指摘される声も出ているようです。

例えば、この全国保険医団体連合会、保険医の皆さんの団体のようですけれども、「保険証を残そう！」ということで、保険証廃止を勝手に決めるなど、ちょっと言葉はきついですけれ

ども、非常にやはり、普及していないし、いろんな問題もあると、現場が混乱するというような話もあっていて、やっぱり利用率が上がらないというのは、市民、国民の皆さん自体がそのメリットを感じていないと、必要性をですね。

それをなぜここまで強引に進めるのかと、政府のほうですけれども、非常に違和感を持っているというのが正直な感想です。

例えば、もう今、9月ですけれども、8月までは医療機関とか薬局に支援金を出して、患者の皆さんに利用促進の呼びかけをやらせると。

やらせるという言い方はちょっと悪いかもしれないですけれども、実際、こういうチラシですね。

マイナ保険証の利用人数の増加量に応じて一時金を支給しますと。

薬局とか医療機関に、病院に、利用率を上げてくれたらお金を払いますよと、そういうことまでして利用率を上げる必要がどこにあるのかと、非常に疑問を抱いております。

右のほうになると、一時金を受け取るために、要は、お金をもらいたければ、窓口で共通ポスターを掲示しなさいと、患者さんに声かけをしなさいと。

患者さん、マイナ保険証の利用を求めるチラシ、これも積極的に配りなさいというような、何とというか、指示じゃないですけれどもね、お金をぶら下げてマイナ保険証を推進させると。

これも、そのお金はどこから出るかって、私たちの税金ですからね。

ポイントにしてもそうですけれども、そういう予算を使って、なぜここまで推進しているかと。

このチラシについても、御注意くださいと、12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますということで、このマイナ保険証をつくらないと病院の受診さえできないんじゃないかと、そういう代替手段のことも何も書いていないわけですね。

こういう、非常に不親切というんですかね、私から言うと、そう感じます。

何でここまでするのかということなんですけれど、まずここで確認したいのが、このマイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意だと考えていますけど、これを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意ではございませんので、議員がおっしゃられるように、任意で間違いございません。

すみません、失礼しました。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は強制ではないため、議員がおっしゃられるように、任意で間違いございません。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／あとの展開がちょっと、どうしようかと思いましたが、ちょっと、想定した答弁と違ってですね。

要は、希望した人がマイナ保険証をつくるという大前提ですね。

それを何か、これを見ると、あたかも強制されているように、もう、例えば病院に行った患者さんとか、病院の先生からこれを渡されたら、もうせんわけにはいかんと、ほぼ強制に近いような印象を持たされるんじゃないかと思っております。

それでなかなか、デジタルとかよく分からないと、カードとかあんまり苦手で持ちたくないというようなのが、こいばつくらんやったらどがんかとやろうかという不安を感じられている方も多んじゃないかと思います。

実際にどがんかとやという声は聞きます。

そういうことで、マイナ保険証を持たない、登録していないというような人が医療機関の受診に関して何か不都合が出るのでしょうか。

お尋ねします。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／マイナ保険証を持たない方の、何か不都合が生じるかということですが、マイナ保険証を持たないことで特に不都合が生じることはございませんが、令和6年11月までの期間については、マイナ保険証を使って受診されますと、医療費がお安くなります。

その差額については、初診時に20円、再診時は3か月に1回10円、調剤時は6か月に1回20円ほどお安く御利用いただけます。

ただし、令和6年12月以降はその差額はなくなります。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／何か、登録すれば若干安くなるということで、もうここも、何かもうお金をぶら下げて、何かとにかくそっちのほうに誘導しようというその意図が見えて、妙にこうですね、裏にどういう意図があるのかというんですが、そこまでの理由が見つからないんですよ、私から言うんですけどね。

さっきも言いましたけれども、ポイント制度とかでかなり、2万ポイントぐらいだったですかね、マイナ保険証までやればということで。

ポイントにつられてマイナ保険証を登録したという方も多いかと思うんですけども、その後、やっぱり個人情報の漏えいとか、本人の不一致とか、他人の情報が出てくるとか、いろんなシステムの不具合なども実際に起こっているわけですね。

そういった状況を鑑みて、一旦登録はしたけれど、ちょっともう、受診に、病院に行くのに不都合のなかとやったら、ちょっと元に戻したいと、マイナンバーカードに保険証登録したのを、またちょっと登録を解除したいという方も、これから出てくるんじゃないかと思うんですけども、そういう保険証の利用登録の解除ができるのかどうか、お尋ねいたします。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／マイナ保険証利用登録の解除を希望される方については、武雄市の国保や佐賀県後期高齢者医療制度の方であれば健康課の窓口で、そのほかの方については、加入する医療保険に申請をし、解除の手続を行うことができることとなっております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／もう、今でもできるということですかね。

私が調べるところには、もう、10月までは解除できないというような話も聞いたんですけども、今の時点でできるということですか。

ちょっと確認ですけど、今の時点でできるということですか、解除が。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／令和6年2月9日付の厚労省からの事務連絡になりますが、解除申請の受付については10月頃をめどとされておりますので、武雄市国保では10月をめどに解除申請の受付ができるよう、準備を今、進めております。

ただ、最終的な解除申請の受付開始日については、現時点ではまだ示されておられません。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／すみません、私が聞き漏らしたのか。

やっぱり、今の時点ではできないということですよ、結局はね。

10月まで、日付とかもはっきりしないということで。

そもそも、私の感想ではあるんですけど、任意のカード登録の制度で、解除する仕組みがな

いということ自体、もう、システムの設計ミスじゃないかと。

不親切ですよ。

そう感じます。

解除することを前提にしていないと。

このマイナ保険証の前に、マイナンバーカードの登録が当然必要になるんですけども、このマイナンバーカード自体も非常に大きな問題を抱えているというような、専門家の指摘もあるわけです。

現状では、そのマイナンバーカード、私もカードまではつくりましたけれども、カードと4桁の暗証番号があれば住民票とか、戸籍とか、そういう個人情報が全部取れるわけですよ、本人確認、窓口で顔の確認とかはしなくても。

ということは、紛失とか盗難とかで、カードと、例えば暗証番号を書いたメモとかと一緒に入れとったと。

それを盗まれたということになるとですね、落として、また悪用されたということになると、最悪、例えば不動産の登記の変更とかまでできる可能性があるんですよ。

いつの間にか自分の家と思っておったところが名義変更されとったというような可能性も、これはあり得るわけですよ。

これは任意の登録ですから、あくまで、推奨はしてもですね。

何か大きな問題があっても政府は責任取ってくれないでしょう。

非常に、何でもかんでも一つにまとめれば便利、利便性ということだけ考えたら確かに便利かもしれないんですけども、昔から、通帳と印鑑は分けて保管せろとずっと言われて、聞いたことある方いると思うんですね。

これはリスク分散ですよ。

いざというときに、両方持っていかれたらもう取り返しつかんからと、分けとけと。

それと考え方は一緒だと思うんですね。

この何でもかんでも1枚のカードに入れてしまうと。

それも対面じゃなく、コンビニとかの機械で発行できると、暗証番号とカードがあれば。

実際、これも、日本が遅れているような印象を持っている方もいらっしゃるかもしれないんですけど、G7の中で、こんだけ個人情報をカード1枚に集約しているのは日本だけなんですよ。

ほかの国は行政の分野ごとに番号を変えたりとか、カードはあっても、それを身分証明書としては使えないというような感じで、しっかりリスクの面も考慮して国民を守るというんですかね、そういう危険性についての備えというのもしっかりやられているんですね。

あれだけ全ての情報、最終的には銀行口座までひも付けるという話もあってますけども、それだけ1枚のカードに集中させているのは日本だけなんですね。

そういうリスクと、あとはコストですね、費用の問題。

もう、マイナンバーカード、マイナポイントとか、さっきの病院に対する支援金とかもそうですけれども、結局、国民、市民に負担が跳ね返ってくると。

そんなやり方でずっと今進められているのに、非常に違和感を感じております。

その他の問題点としても、具体的には、例えば、マイナンバーカードさえスマホに登録すれば、カードも持たんでいいと。

スマホだけあれば、もうカードも要らんというようなこともできるようですが、そうなってくると、今度はもう、スマホ、例えば私とか、酒飲んで酔っ払ってスマホを忘れたとかですね。

あとはそういう、そこまで分かれば、スマホを盗まれるというような、狙うような盗難事件とかも起こってくる可能性があるわけです。

そして、スマホを家に忘れたら何もできんと。

そして、特にやっぱり普及率は上がっていないですけれども、何でもかんでもデジタル、デジタルということで、高齢者とか、そういうのが苦手な人たちがついてこれない人が続出するだろうと、このまま強引に進めればですね。

そうすると、マイナンバーカードを使う人と、使わない人で、結局、事務負担の増加。

全然効率化につながらないというようなおそれもあります。

あと、資格、マイナ保険証を登録していなくても資格証で医療機関は受診できるということですが、これ結局、今までは保険証だったら更新する必要もなかったのが、今度は何年かごとに更新までしなきゃいけないということで、そういう負担もかかると。

そして、全てデジタル化してしまうことで、例えば地震とかで大きな停電などが起こったときに、カードリーダーが使えないと何もできないというような、いざというときに、そういうリスクが考えられるわけです。

もっと時間をかけてこの制度の内容というのはしっかり吟味してほしいと。

ちょっと、これは政府に対しての意見になってしまいますけれども、個人的には、もう、ちょっと私も、こういう話をいろいろ調べていて分かってきて、マイナンバーカードをつくったけど、ちょっと返そうかなと、そういう気にもなっております。

システムの不安定さとか、こういう危険性を考えた場合、これを積極的に普及させるというのは非常にまずいのではないかと感じて、今回の質問をさせていただいたわけです。

実際にこういった危険性というのが徐々に分かってくると、いや、やっぱりやめたと、解除を希望するという人が増えてくる可能性は十分あると思うんですけども、こういった解除をすると、10月から解除できるようになるということになっているようですので、こういったことまでしっかり周知すべきだと思うんですけども、ホームページとか市報とかですね。

これについて、ちょっと見解をお伺いします。

議長／馬場福祉部理事

馬場福祉部理事／解除ができるようになる期日が通知され次第、市のホームページや市報等において、広く周知を行っていきます。

議長／7 番 朝長議員

朝長議員／実際、民間のほうでそのマイナンバー、マイナ保険証を推進しようということで進めているような立場であられると思いますので、非常にちょっと心苦しい質問になったかとは思いますが、やはりそういうプラスマイナス両方をしっかり伝えて、本人の意思で、ポイントでつるようなやり形じゃなくて、本人の意思でしっかり理解した上で選んでもらうと、そういう対応をしっかりとお願いしたいと思います。

あと、これはちょっと補足的な話にはなるんですけども、このマイナンバーカードのシステムというのは、サーバーが全部アメリカなんですね。

何で日本のサーバーを使わないかというところも、非常に私が納得いかないところでもあります。

それでどうなるかという、日本人の個人情報、国民の個人情報が全てアメリカに管理されると、そういった事態になってくるということです。

ビッグデータという話もあって、その個人情報というのは非常に世界各国が奪い合いをしている状況です。

いかにそういうデータの主導権を握るかということですね。

そういうところがもうアメリカにほとんど握られてしまっている現状で、だからといって、国民の大事な個人情報のかたまりをアメリカの企業に預けるというのは、非常にこれは国益を損なうというか、どう使われるか分からんわけですよ、いざとなったときに。

そういう背景もあって、これは6月26日放送のNHKクローズアップ現代ですけども、これはコストの面ですけども、そうやって海外のシステムを使うことによって、どんどん、どんどん日本のお金が海外に流れていくということですね。

タブレットとかでもスマホでも全部そうですね。

使えば使うだけ海外にお金がどんどん吸い取られていっていると。

これが昨年、2023年の、これは、デジタル赤字というわけですけども、これがもう5.3兆円にどんどん膨らんできていると。

こういった背景もあって、やっぱり日本独自のシステムをまずつくるといいうんですかね。

そして、日本国民のデータはきちんと日本政府が漏えいしないように管理するというのが、

国民を守るということにつながるのではないかということで、これは非常にこのシステム自体、住基ネットのシステムを改変、改変してつくっているようですので、非常にシステムの安定性が欠けるという専門家の指摘もあります。

ぶっちゃけた話、もう一回最初から作り直してほしいというような意味も込めて、ちょっと質問として取り上げさせていただきました。

それでは次にまいります。

武雄アジア大学の補助金交付要綱等についてということですが、現在、武雄アジア大学の補助金交付に関する要綱の整備などが行われている段階だと思いますけれども、これに関して、まずは特別委員会のほうでお尋ねした件についてちょっと回答をいただけていない部分がありましたので、この場でちょっと確認させていただこうと思っております。

全国的には大学の統廃合が進められているというのが現状です。

そういった現状を踏まえると、やっぱり学校法人が経営破綻するといったことも、十分想定しておくべき事態なわけですね。

災害と一緒にですね。

災害もうこんやろうと、大雨もうこんばいというんじゃあ、もう不安ばかりが募ると。

もしものときにどうするかということこそが、安心につながると考えております。

例えば、武雄アジア大学が開学、予定どおり開学はしたけれども、無償貸付期間中とか有償貸付期間中に、旭学園さんが万が一経営破綻したというときに、交付金の返還とか、土地の原状回復とか、そういう約束事がしっかり履行されるのかどうか、誰が保障するのか、そういった点の考えについてお尋ねいたします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／おはようございます。

仮に学校法人旭学園が経営破綻になった場合には、契約相手がいなくなることから各種契約は解除となり、土地の原状回復や補助金の返還等を求めることは難しい状態となると思います。

事業者の経営破綻による契約解除は、本件に限らずどのような場合も同様となりますが、今後、旭学園では、市や地域などと意見を交換する協議会のような場を作る準備が進められているため、そういった事態に陥らないよう、大学の教育内容や運営状況、財政状況など、継続して確認いたします。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／おっしゃっていることは分かるんですけども、リスク管理というのが非常に甘いんじゃないかと思います。

例えば、銀行が融資をする際に、保証人も担保もないと。

うまくやってくれるだろうからということで、本当に巨額の補助金を出していいのか。

もし返ってこなかったら、誰が責任を取るのかと。

そういう、民間ではあり得ないと思うんですね。

ここをもう少し、ここでやり取りしても進まないでしょうから、もしものときどう対応するか、もっとしっかり示せるようにしていただきたいと思います。

次の質問に入りますけれども、あとは留学生についてですね。

日本には古くから、郷に入っては郷に従えということわざもあるとおり、新しい土地に来たら、その土地の習慣に従うのがよいというような価値観を持つ人が多いわけですが、これが、やはり外国でも通用するかというと、そうは限らないわけですね。

人数が多くなれば、やはり、その同じ国の人たちが集まって、習慣の違いとか、あとは、集まれば権利を主張するというようなトラブル。

実際、留学生に限らずですけども、都会のほう、そういった、川口市とかですね、埼玉県のもの。

あと大阪、都会のほうでは十分、こういうトラブルは頻繁に起こっているというのが現状だと思います。

これについても特別委員会のほうで、留学生については今のところ2割ぐらいをめどということで話としては出ているわけですけども、これをしっかりと書面等で確約していただく必要があるんじゃないかと考えておりますけれども、この書面について、この留学生の人数について約束をするということはできないのかお尋ねいたします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／旭学園とは、留学生の比率を具体的に覚書に定めることは、今の時点では考えておりません。

武雄アジア大学の学生の教育内容や人材育成などについて、市や地域住民等と意見交換ができる協議会のような場を設けていただくことを定める覚書の締結を進めています。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／こういう契約事や約束事というのは、当事者がいるうちは、問題はほとんど出ないですね、大体ね。

例えば、5年、10年、この大学の運営というのは長期的な、数十年にわたる取組なわけですから、例えば、何か問題が起きたとき、5年後、10年後、もう私たちもここにいないかもしれないですね。

そういったときに初めてそういう約束事、書面として何が記録されているかというのは非常に大事になってくるわけです。

今の、この先数年ぐらいのことでいえば、問題は起きないだろうと思います。

しかし、本当にこれが、旭学園さんも経営の問題がありますから、いや、もう、やっぱりどうしても、経営を軌道に乗せるためには、外国からでも連れてきて、定員を充足させんといかん。

そういう、5年、10年後にそうなったときに、どうやって歯止めをかけるのかと。

こういったことを再度、何らかの形でやっぱり記録を残すと。

具体的な数字を出してですね。

そういう協議のほうをお願いしたいと思います。

あと、もう一つですけれども、これは考えすぎということになるかもしれませんが、申請が受理されて、校舎の建設はしたけれども、認可が下りなかったというときに、旭学園さんは本当に工事代金を支払えるのかと。

解体して返すと、解体費用まで乗ってくるわけですが、こういったときにやっぱりちょっとどうにもならんけん、武雄市さんに引き取ってくれんやろかということで、建物とその支払いまで合わせて、武雄市のほうに面倒見てくれというような話になるんじゃないかと、実際そういう心配の声もいただいております。

そういうことにならないと、支払いは旭学園さんの責任ですから可能性は低いとは思っていますが、万が一、このような可能性はないということを確認したいと、そういうことにはなってほしくないというか。

この時点で約束できるなら、そういった裏付けも***と思ひまして質問させていただきませんが、いかがでしょうか。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／市が建物の建設工事費を肩代わりすることはありません。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／ありがとうございます。

どっちにしても、そうなったら、また議会、予算が上がってくるということで、そこでとい

うことになるんでしょうけど、そもそもそういう話自体あり得ないということを確認させていただきました。

最後ですけれども、性の多様性に関する教育についてということで、昨年6月にLGBT理解増進法が施行されました。

その際に、ちょっと意見書等もちょっと提出だけはさせていただきましたけども、大体、問題点として上がっていたのは、大衆浴場とか、トイレの使用の問題が大きかったかと思いますが、私としては子供たちへの教育の問題、あらゆる分野にその影響があるということで、その教育に関する悪影響というのが、非常に私としては心配をしていたわけです。

これを踏まえて、来年の、令和7年以降に使用する中学校の教科書検定が今年行われて、保健体育の教科書、ここで取り上げるのは、保健体育の教科書ということなんですけど、ちょっと閲覧をさせていただきました。

実際に来年、武雄市内の中学校で使用される保健体育の教科書の内容を見てみると、性の多様性に関してということで、どんな内容が書かれていたかということなんですけど、これは中学校1年生で学ぶ内容のようなんですけれども、性の多様性について、探求しようよ、性の多様性と。

性についての心の多様性、LGBT、SOGIなどということで、体の性と心の性が同じじゃない人がいます。

また、自分と異なる性の人に関心が強い人もいれば、同じ性の人に関心が強い人もいますと。このように性についての心は多様ですと。

性の種類についても、体の性、心の性、関心を持つ性と、いろいろあると。

身体的性別、性自認、あとは性的指向ということで、こういうことを教科書に書かれているわけです。

書かれているっちゃんことは、当然学ぶということになるのでしょうかけれども、ちょっと私、これはちょっとイデオロギーというか、思想的な問題も絡むのかもしれないですけど、非常に私、疑問を感じております。

中学校1年生といえば、思春期の入口に当たる時期で、非常に心と体がこれから発育していくと。

発育して、男と女の身体的、精神的な違いというのがこれからあらわれてくると。

非常にデリケートな時期であろうと思います。

個人的には、そういう性に対する認識というのは、例えば山で遊んだり、川で遊んだり、自然の中でいろんな体験をして、あとは、友達とのふれあいとか、そういった中から自然にめばえてくる感覚ではないかなと思っているんですが、その最初の時期に、この、学校でこういうことを教える必要があるのかということが、非常にこう、違和感を感じております。実際にですね、これは書籍なんですけども、「トランスジェンダーになりたい少女たち」とい

うことで、アメリカのジャーナリストの方が実際に自分で取材したアメリカの現状を書かれている本なのですが、これというのは、非常に出版当時、批判がされて、実際、去年の末に角川文庫が出版しようとしたら批判が殺到して、発行中止になったという本です。

その後、産経新聞出版が、いや、これはぜひ発行すべきということで発行を決めた、今年の4月に発行されているわけですが、その際には新聞社に対して出版中止の要求を求める脅迫、あとは書店に対する放火の予告というような、非常に表現の自由を脅かすような事例が起こって、それでも出版されているということなんですけど、内容としては非常にドキュメンタリーで、事実が淡々と書かれているというような内容なんですけど、実際にどんな内容かつちゅうと、アメリカの、さっきの教科書のように、もう小さい頃から、生まれたときはもう体の特徴で男か女か判断するしかないけれども、実際、男にでも女にでもなれるんだよと、そういったことを子供たちに教えていくわけですね。

自分で選んでいいんだよと、男になるか、女になるか。

そういう権利があるということを教えて、親がそれに口を挟むと、こどもの権利を侵害しているということで、親に内緒で子供が性転換手術をしたりということ、これが実際にあっているわけですよ。

日本は非常に、アメリカとかヨーロッパのやっていることを無批判にまねしていくような、悪いところがあると私は思っています、このLGBT理解増進法でも、どういった理解があるか、十分検討がされないまま施行されたと感じております。

こういう話を聞いてどう感じるかということはあるんですけども、イデオロギーの問題もあるかもしれませんが、非常に過剰な内容ではないかと。

こういったことにならないように、学校現場でも非常に慎重な運用というか、学校現場で、先生方に取扱いを慎重にやってほしいということで、今回、質問としては一つ、これだけです。

見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長／松尾教育長

松尾教育長／おはようございます。

性の多様化の下でお互いを大事にすること、あるいは人権とお互いの尊厳を守ることというのは一番大切で、基本に捉えるべきことだと認識しております。

性に関する教育を学校教育で行う場合、学習指導要領では、1つ目に、児童生徒の発達段階を踏まえること。

2番目、学校全体で共通理解を図ること。

3つ目として、保護者の理解を得ることというようなことで、こういう項目に配慮をしてい

くことが大切だと示されています。

性の多様化については、知らないことで、知らず知らずのうちに差別を生むことも考えられますので、発達段階に十分配慮しながら、適切に取扱うことで正しい理解を進めていくことが大事だと考えております。

議長／7番 朝長議員

朝長議員／今、言っていただいたとおり、来年度からの教育内容ということになるかもしれませんが、やっぱり保護者との連絡とかを密にして、保護者もしっかりと協議しながらといいますか、保護者が知らないところでというのが実際起こっているということですので、連携して、慎重な、子供のデリケートな時期ですので、慎重な教育に取り組んでいただきたいと思います。

ということで、これをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長／以上で、7番 朝長議員の質問を終了させていただきます。

ここで、議事の都合上、10分程度休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

18番 牟田議員

牟田議員／先ほどの質問の中で、LGBTに関する教科書の紹介がありました。

来年から採択される予定のということで、質問者は言われましたけれども、そうだったですよ。

これ、武雄市がこの教科書を採択するのか。

LGBT理解増進法は、もちろんそういうことで理解を示しなさいと言いますが、教科書の内容は、大分違いますよね。

多分、先ほど紹介されたのはひどいほうじゃないかと思うんですけど、そういうことで、これはもう武雄市がこれを採択するんじゃないかというふうに勘違いされるおそれがあります。

だから、さっき議場の中でも途中でちょっと言いましたけれども、もう採択したのかと。

ちょうど6月議会で私、教科書採択のことを質問しましたよね。

そういうことも含めて、もう採択したのかということで、市民の方々も、もちろん我々もこれが採択されたんだって勘違いが起きます。

そういうことをきちんとこれが採択されているのか、してないのかというのをきちんとしないと市民が混乱します。

この議会の中でも間違っただま進みますと、御迷惑かけます。

その辺の差配を、議長さん、よろしくお願いします。

議長／ただいまの18番 牟田議員の議事進行でございますけれども、この性の多様性については非常に重要な項目でございます。

国のほうでも、これということではなくて、それぞれ地域に選んでくださいよというふうなことでなつて指針が出されているところでございます。

武雄市がそれを決定したということではありませんし、先ほど、教育長のほうにも確認をいたしましたけれども、武雄市においては、そのLGBTの部分については入っていないというふうなことで確認を取っておりますので、市政事務に対する一般質問でございますので、質問者のほうもそういったところは十分、正確な情報を提供していただきますようお願いいたします。

以上です。

それでは、一般質問を。

7番 朝長議員

朝長議員／すみません、今、先ほどいった教科書の問題について、一応、説明だけさせていただきます。

議長／12番 池田議員

池田議員／議事進行させていただきます。

先ほどの一般質問の中で言われたのが、この場で言ってもしょうがないですからねという、質問の、大学の部分で質問をされました。

この一般質問の中です、ここで聞いても同じ、しょうがないですけどねという言葉が、一般質問、皆さん、真摯に考えて、真剣勝負で臨んでいるんですね。

そこを、ここで言っても同じ、どうしようもないですけどねという言われ方をしたのは、ちょっと、しっかり準備して臨んでいる質問者と執行部側にちょっと失礼じゃないかなと思いますので、そこ、精査をお願いしておきます。

議長／今、12 番 池田議員の議事進行でございますけれども、質問にあたっては、きちんと質問を、項目を的確にさせていただきますように、お願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、一般質問を続けます。

次に、8 番 豊村議員の質問を許可いたします。

8 番 豊村議員

豊村議員／議長より登壇の許可をいただきましたので、8 番 豊村貴司、一般質問を始めます。

今回は大きく 4 つの項目について質問を行います。

執行部におかれましては、テレビ中継を見ていただいている高齢者の方々もいらっしゃると思いますので、分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

それでは早速、最初の項目、大学設置についてに入ります。

スライドに示しましたのは、今年 8 月 28 日に文部科学省が公表した令和 7 年度開設予定の大学等の設置にかかる答申についてです。

これを見ますと、令和 7 年度に大学を設置することに可と判定された、認可された大学は僅か 1 件。

逆に、最下段にありますように、審査の過程において、申請の取り下げを行ったもの、つまり、文科省とのやり取りにおいて認可が厳しいと判断し断念したものについては、私立の 5 校でした。

また、ほかに 6 校が審査継続、つまり、保留と書かれています。

これまでも審査が厳しくなったということを、議会や特別委員会でも述べてきましたが、このように現実として認可に対しては非常に厳しい状況にあります。

今回の一般質問は、市民の皆様からも御意見や御質問をいただいている中の疑問点などを含め、武雄市の大学設置に関する動きにおいて、私自身もまだ状況がよく見えていない点などについて質問を行います。

昨年 2 月、大学設置を目指す学校法人と、武雄市との間で覚書締結式が行われました。

学校法人からは、その当時考えられていた学部の内容が発表され、武雄市としても建設費の補助など、支援策が発表されました。

そこで、まず確認ですが、武雄市としては当時発表された現代韓国学部と次世代教育学部という仮称ですが、学部についても了承された上の補助の支援を決定されたと伺います。

また、覚書締結式の際は、2025 年 4 月開校を目指すということで、発表から 8 か月後の 2023 年 10 月申請予定と、短期間でのスケジュールでしたが、武雄市として市民や議会との対話の期間も限られるようなこのスケジュール感についてどのように思われていたか、また、実際

に学校法人側にどのように意見をされたか、答弁を求めます。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／市といたしましては、旭学園が2学部で、定員が140名規模の4年制の新大学を設立したい意向があるということのを了承し、支援をしたいという意志を決めております。覚書を締結した当時は、最短で令和7年春の開学を目指す計画でありました。スケジュールは非常にタイトであると認識しておりましたが、旭学園と設置認可申請に向けて必要な手続等の確認をする中で、実現可能性があるものと考えておりました。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／実現可能性があると。

もちろん、そういう見込があるから、そこに合意されてのこととは思いますが、その後、昨年8月に、学校法人は文科省の審査において、学生確保の見通し等の審査基準が厳しくなるなど、認可基準が厳格化したことによる対応するためとして、開学時期を1年延期しての発表がされました。

そして、今年2月には、当初、現代韓国学部と次世代教育学部の2つの学部で予定されていましたが、仮称ですが、東アジア地域共創学部の一つとし、その中に、東アジア地域共創学科を置き、コースとして、こちらも仮称ですが、観光力地域マネジメントコースと、韓国メディアコンテンツコースの2つのコースを置くことが基本構想として発表されました。

そこで質問ですが、武雄市として、この変更についてどのように考え、また、学校法人には、どのような市としての意見を述べられたか、答弁をお願いいたします。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

まず、冒頭に、今年の大学の認可の状況をお示しされました。

確かに、あそこにありますとおり、私立が1校認可されたと。

それより数多く取下げをされたという、それが事実であります。

私はこれを見て、確かに文部科学省も非常に審査を厳しくされているんだろうと、推測ですけれども、まずそのように思いました。

あと、これを見てどう思うかなんですけれども、一つしか認可されていないと見るのか、私立大学でも、認可をちゃんとしていけばされるんだというふうに見るのか、いろんな見方が

あるんだろうなと思います。

いずれにしても、なぜここが通ってここが通らないというのは、しっかりとした分析が必要だと思いますし、今後、旭学園さんには申請に向けて、鋭意努力をしていただきたいと思います。

今の御質問については、やはり2学部が1学部になったというところではありましたが、ここはやはり、開学を確実にするというためのものであるということで、我々は積極的に受け止めたところでございます。

そして、学部の内容については、基本構想にありましたように、国際的視野を持った地域人材を育成すると。

いわば、地域の活性化に寄与するというのが確認できましたので、ここも我々は前向きに捉えました。

ただ、学部名も変わりましたので、何を学ぶのか、どういう人材を育てたいのかというのがなかなか見えてこない部分がありますので、ここについては丁寧に説明をしてほしいと、そのような申出は学園のほうにしたところであります。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／いろいろ市民の皆様と意見を交わす中で、当初ありました次世代教育学部ですね。小学校教員の免許等ありましたけれども、やはりこれまでも全国的にも課題となっている教員不足、そういったところもあって、やはり市民の方からは、そちらをなぜ残さなかったのかという意見もあったんですが、それは今、市長が言われたように、学校側がいろいろ分析をする中で、こちらの、今回、2月に変更になった形で整理をされたというふうなことです。次ですが、文科省の審査においては、第一志望として受験し、そして合格後に入学をするという高校生へのアンケート結果が大事なポイントになってくるとされています。

このアンケートについて、今年5月に開かれた武雄市議会における大学設置に関する特別委員会では、高校生へのアンケート結果を6月末で締め切り、7月初旬ぐらいには全ての結果が見えてくるという学校法人の答弁がありました。

ただ、その後の7月末の特別委員会では、まだ締め切っておらず、7月末頃締め切るといった説明になっていました。

この締め切り時期の変更の理由については示されていないのですが、武雄市として、5月の特別委員会で、6月末でアンケートを締め切るという発言はもちろん把握されていたはずですので、そこで質問ですが、この締め切りの変更について、学校側から武雄市へ相談等があったのか、なかったのか。

あった場合、市として、変更に対してどのように意見を述べたのか、また、議会に変更にな

ることを理由を含め伝達がなかったですが、行うべきではなかったかと思います。
これらについて答弁をお願いいたします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／旭学園にお聞きしたところ、高校生対象のアンケート調査につきましては、当初予定では6月末を回答期限としていたため、5月21日の特別委員会では、7月の初旬ぐらいまでには全ての結果が見えてくる予定と説明されております。

しかしながら、期限後も断続的に回答が寄せられていたことから、約1か月受け入れを延長したため、7月23日の特別委員会では、7月末頃にアンケートを締め切る予定と説明しましたとのことでした。

武雄市においては、旭学園との打合せの中で、高校生アンケートは7月上旬に調査を締め切られ、その後、委託事業者による集計分析をされると聞いておりました。

途中経過といたしまして、入学希望者が入学定員を上回ったことについては報告を受け、すぐ議員の皆様にご連絡いたしました。

御質問のアンケート締切りのスケジュールにつきましては、7月下旬になっても締め切られていることを共有できていなかったため、議会への報告はできませんでした。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／私も特別委員会でこの点を質問したときにいろいろちょっとやりとりがあったところですよ。

議事録にもありますが、先ほど言われたように、当初6月だったのが、その後も参加が、参加というか、登録が増えていったということですね。

それで延ばしたということですね。

実際、今年の6月議会において、武雄市として13億円、県が6億5,000万ほどの、合わせて19億円ほどの予算案が、大学設置に関する債務負担行為として議案提出されました。

改めて、提案時期について確認の意味で伺いますが、先ほども質問で述べました高校生へのアンケート結果や、同じく文科省の審査にとって大事となる財務状況、こうした学校法人の決算資料なども議会へ資料として出されていない中、準備できていない中で、なぜ6月議会で予算案を提出、提案しなければならなかったのか。

一番最初に議会に説明があった昨年2月の全員協議会の説明資料では、その年の10月に申請を目指すという中で、議会への予算案の提出は9月議会で行うと当時のレジュメに記載されていました。

年度は違っても、同じ10月申請ということであったのに、当初は9月議会、そして、今回は6月議会が議案提案のリミットと変わっています。

なぜ議会への資料も出ず、議会としての検討材料が限られていることが分かっている状況で6月議会に議案の提出をしなければならなかったのか、この点について答弁をお願いいたします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／6月議会での議案審議でも答弁しておりますが、旭学園が文科省に対する認可申請に臨む上では、資金計画などを含め膨大な量の申請書の準備が必要となります。

この準備時間を考えると、6月議会に予算審議をお願いすることがタイムリミットでありました。

なお、高校生アンケートにつきましては、速報として、集計中ではありますが、入学定員を満たすだけの人数が確保できていることを議員の皆様と共有し、旭学園の決算状況につきましては、5月21日の大学設置に関する特別委員会で旭学園から説明され、その資料はその後ホームページに公開されております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／今まで質問している部分、様々御意見を伺う中で、私自身も把握できていないので答えが出せなかった部分、そこを確認しながらということで質問しましたが、学校法人が運営する武雄アジア大学についてのホームページ内容を確認しますと、昨年2月の覚書締結式以降、約20回、市民への説明会が開かれていることが掲載されています。

ただ、このページの資料には説明会の主催者も書かれていますが、そこには武雄市が主催となっていることが一度もありません。

市長も、市民への説明は理解を深めていただくよう努めていきたいと会議で発言されていますが、武雄市が主催者側として一度も上がってきていないという点、この点はどのような理由なのか、答弁をお願いいたします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／大学設置及び運営の主体は学校法人旭学園であり、市は旭学園と協力して市内への設置を目指す立場であることから、説明会につきましては旭学園が主催し、市は共催という位置づけで、双方連携し、説明会を開催しております。

また、ほかにも市内各種団体等が主催する講演会等についても、位置づけとしては主催ではありませんが、旭学園とともに、市も当事者とし参加し、説明をしております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／私としては、早い段階でどんどん説明会を積極的に行うべきではなかったかと思いますが、今現在行われていますが、先ほど答弁にもありましたように、例えば各町だったり、民間だったりから呼ばれて説明を行うと、当事者として説明を行うということですが、これまでもちょっと意見としてありましたが、私も特別委員会で行ったのですけれども、どうしてもそのときに行けないという人もいたりすると。

そうすると、町民限定だったりするとほかのところに行けないのでという。

完全な、オープンな状況で行ける状況にはないので、その辺柔軟にできないでしょうかという話もしました。

実際にその辺ですね、市が主催となれば、思うようにできるんじゃないかなと逆に思うんですよね。

例えばネット配信を使うとかということもあるでしょうし、市長自身が言われた、理解を深めていただくよう市として努力していくという場合というのを考えると、市が主催として、市がやりやすいように取り組んでいってはどうかと思います。

市としての今後の在り方を含め、考えを答弁願います。

議長／小松市長

小松市長／先ほど部長から答弁をしましたように、やはり学校の運営主体は旭学園であります。

我々はそれを誘致する立場ということですので、旭学園が主催、そして我々が共催という立場で引き続き望んでいきたいと考えています。

じゃあ、これが一般的じゃないのかということですがけれども、私先日、徳島県神山町、神山高専を誘致したまちに行って、視察に行ってきました。

そこで高専の方にも話を聞いたんですがけれども、実際、開学するまでの住民への説明は、基的には私たちがやるべきものだと思いますと。

そこに、必要があればまちも加わるというスタンスでしたというふうに言われていましたので、決してこれがイレギュラーな話ではなく、オーソドックスな形なのかなというふうにも思っています。

先ほどおっしゃった、やっぱり会場になかなか来られない方もいらっしゃいます。

オンラインというふうになると、便利な反面、例えば参加者が映り込んでいいのかとか、いろいろこう課題もあると思いますので、ただ、そういうお声を受けて、できるだけ真摯に我々は説明をしていく機会をつくっていきたいと思いますので、オンラインも含めて、ちょっとやり方については今後検討をさせていただきたいと考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／市長も言われましたように、私も言いましたように、やはりなかなか行きたいけど行けないという人たちに、どうその情報を伝えるかって。

オンラインも一つの手段ではあるんですけども、そこを、そのときに市が主催で行うのか、また、先ほど言われたように、ほかの形もあるかもしれませんけれども。

要は、根本は、知りたい人に情報が行けるような形、そのことを模索して取り組んでいただきたいなというふうに思います。

引き続き、積極的な説明のほうをよろしく願いいたします。

それでは、次の項目に行きます。

人口減少対策に入ります。

人口減少対策としては、やはり定住人口の増加への対策が必要になってくると思います。

そのことについては、これまでの各意見においても雇用、雇用ですね、仕事に就くということが上がってきています。

武雄市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略である、「もっと輝く☆スター戦略☆」やこれまでの執行部の発言において、武雄市では特に、高校卒業後の転出数の6分の1程度しか大学卒業後に本市に戻ってきていない状況と、転出入の状況について述べられてきています。そこで質問ですが、先ほど述べた転出入の状況において、その数字の中身、先ほど言いました6分の1しか戻ってきていない。

逆に出た人たち、それは例えば就職で出ているのか、進学で出ているのかとか、また、逆に残っている人たちとか、戻ってきた人たちはどういう理由で戻ってきているのかとか、そういった、数字だけではなくて、その中身についても深掘りして調べてみてはどうでしょうかと思います。

この点調べているかどうかという点と、もう一点なんですが、高校を卒業したときに、例えば就職とか進学とかありますけれども、そのとき学校の先生にやっぱり相談をされます。進路相談とか就職の相談の先生がいますので、ある意味、市としても、そういった学校の先生に、生徒はどういう考えを持っているのかとかヒアリングをしてみる、そういったことを行ってみてもいいのではないかと思います。

この点について答弁をお願いします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／転出理由の調査は行っておりませんが、転出先の自治体は統計情報により把握しており、その情報を基に転出先地域の傾向などを分析しております。

高校生の進学、就業状況につきましては、市内の企業などと協力し、近隣の高校等への訪問や、出前講座を開催することで、学校との情報交換及び企業のPRに努め、市外への転出を少しでも減らすように進めております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／確認ですが、改めてその数字の中身については深掘りしていくとか、学校の先生にヒアリングしていくとか、そういった考えについては、今後の取組としてはどう考えられるのでしょうか。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／おはようございます。

先ほど議員からおっしゃられたようなことについても、今後についてはいろんなことを考えながら対応していきたいというふうに考えます。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／そうですね、いろんなパターンを考えながら対応するということは必要だと思います。

その中で、先ほど私が提案したようなことも一つの考える材料として検討していただければなというふうに思います。

次に、先ほど述べましたスター戦略を見ますと、基本目標1、「仕事を創出し、所得を上げる」の具体的施策。

(1) 企業誘致の積極的な推進に書かれている点については、どのように取り組まれているか、企業誘致の推進についてですね、実績を含め伺います。

また、雇用という面ですね。

武雄市はハブ都市ということを言われています。

この雇用とハブ都市という両面で考えると、雇用先は武雄市内に限らないとも思います。

通勤とかという部分で周辺エリア、こういったところも範囲に入ってくると思います。

武雄市では、雇用ということに対して就職説明会も行われていますが、その際、武雄市内だけじゃなくて、先ほど言いました、武雄市から通勤できるようなエリアの雇用状況についても情報などが示せるようになっていくのでしょうか。

また、その際、雇用という面について移住ですね、住むということに関して、例えば移住相談会であるとか移住のPRなど、そういったこともあわせて運営ということが行われているのでしょうか。

雇用と移住、定住、セットとした考えでの運用について答弁をお願いします。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／まず、企業誘致に関しては、製造系の企業誘致といたしましては、現在、東川登町袴野地区に工業団地の造成を進めている状況にあります。

また、オフィス誘致といたしましては、各種補助メニューを準備し、取組を進めている状況にあります。

企業誘致の実績につきましては、製造系につきましては、令和5年12月に操業開始されています、株式会社平島様。

オフィス系につきましては、令和5年5月に創業を開始されております、株式会社エスプー
ルグローバル様。

それから、本年11月を操業開始予定とされております、先端情報技術企画株式会社様。

また、来年9月を創業予定とされております、天狗株式会社様などの取組をしている状況になります。

また、雇用対策といたしましては、平成30年より雇用創造協議会を立ち上げまして、商工会議所、商工会、観光協会、ハローワーク等の関係機関と連携し、市内企業や市内求人者の方の雇用の安定化につながる取組を進めているところであります。

また、広域的な取組といたしましては、有田・武雄・嬉野の3市町連携による合同企業説明会を実施しており、本年につきましては11月に嬉野市で開催する予定ということになっており、近隣の高校生も参加予定ということになっております。

また、移住・定住につながる情報発信ということですが、令和元年の合同企業説明会まではブースを設けておりましたが、新型コロナの影響で近年は中止しておりました。本年12月に開催を予定しております、市単独での合同企業説明会よりブースを設け、移住・定住の取組情報発信を再開する予定としております。

議長／小松市長

小松市長／先ほど議員おっしゃった、まち・ひと・しごとというのは、大変、それぞれ大事です。

そういう意味で仕事は大変大事で、企業誘致も進めているわけですし、ぜひ大学の誘致もそこにつながっていけばいいなと、地元企業の充実につながっていけばいいなというふうに考えております。

ただ、そうはいっても、やはり給与面とか、あとは職種や業種が限られているということで、どうしても東京、大阪、名古屋に出てしまうという状況もあります。

まさにおっしゃるように、そこは武雄になくても、武雄から通える広いエリアでそういう仕事があるよというのを知ってもらって、そして武雄から通勤をしてもらうということをすることで、定住、そのまま人口流出防止につながっていくという意味で、まさに雇用のハブ都市化というか、そういった点は、私は大変大事だと思っています。

今、3市町連携でやっておりますけれども、ぜひ今後そういったところは、佐世保等にもぜひ広げていって、少しでも定住が進むように努力をしていきたいと考えています。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／そうですね、今、市長が言われました雇用のハブ都市化というふうな形で、部長の答弁にもありましたように、いろんな形で実績が今上がってきていると。

やはりイメージをどう見せるかと。

こういう形で雇用の場も広がってきているという、どう、そこを見せるか。

市長も言われましたように、近隣含めて、そこをどう見せて伝えていくか、そこをどう戦略を持ってやっていくかというのも大事になると思います。

佐世保もそうですし、長崎とか福岡あたりも範囲にもちろん挙がってくると思います。

やはり、市民の皆様から言われるのは、やはり住むとなった場合に、やはり仕事の間、雇用の場、ここの意見がすごくありますので、実際に挙がってきている部分、しっかり伝えられるように、戦略を持ってやっていただきたいと思います。

それと、次ですけれども、人口減少対策として、武雄市に残る、先ほどは仕事、雇用の場ということを言いましたけれども、転入してくる人とかですよ、もともと武雄にいて、武雄に残ってくださる方、そういった方たち、やはり仕事と別で暮らすということ、生活ですね、そういった部分も大事なポイントになると思います。

移住される方、武雄に残り住み続けていただけている方々、武雄市で暮らすという点についてどのように考えて、そのポイントなどについて、例えばアンケート調査を行うなど、分析をしてみてもどうかと考えます。

そうすることによって、現在の武雄市のストロングポイントとかウィークポイントなど、それが見えてくる部分もあるんじゃないかなと思いますし、それが計画立案や情報発信への参考として見えてくるのではないかと考えます。

今後、武雄市における総合戦略、スター戦略の見直しとなりますが、対策を考えていくには、まず現状をしっかりと把握することが必要と考えます。

加えてですが、それら調査結果を分析した後、ポイントとなるところを動画にまとめるなどして、情報発信ですね、先ほど雇用の部分も言いましたけど、やはりいかに見せるか、知っていただくかということが大事になりますので、情報発信をより効果的にどう行えるかということも大事だと思います。

先日、福祉文教の行政視察で行ったときにもあったのですが、ほかの自治体では今、テレビとか、地上波テレビを見ていても、もう一回見たい方はT V e r でとかっていう形でありますよね。

ほかの自治体でT V e r の広告を出していると、自治体のですね。

そういったことをされているところもありました。

なるほどなど。

あれはエリアを限定したりとかできたりするわけなんですけども、それも例えばですけども、一つの効果的な今の時代にあった情報発信の方法かと考えます。

こうした調査、分析、そして発信という点について、答弁をお願いいたします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／移住定住にかかる市などの補助金を活用し、武雄市に転入した世帯につきましては、アンケートにて転入した理由や住んでみての感想などをお聞きし、その結果を集計、分析し、庁内で共有するとともに、移住・定住の効果的な情報発信に活用しております。

転入世帯全てを対象にしたアンケート調査は行っておりませんが、転入元の自治体は、先ほども申しましたとおり、統計情報等にて把握しており、その情報を元に、転入元地域の傾向などを分析しております。

その上で、福岡や長崎の30代や40代の子育て世帯の転入が多く、また、武雄市の強みとも合致していることから、そこをターゲットとし、PRを行っております。

今後につきましては、動画配信等、いろんな方式も検討し、PRをしていきたいと思っています。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／全体ではないけれども、アンケート等をとって、分析を行っているということで

すね。

先ほど言われましたように、情報発信をどうやってやっていくか。

そこ、私も言いましたけど、今の時代にあった形というのも模索していただきたいと思います。

人口減少対策としては、雇用と別に、未婚化、晩婚化への対応という点も挙がってきます。武雄市では、この点に対し、人と人をつなぎつけるお結び課があり、新聞やメディアで何度も取り上げられるなど、注目をされています。

これまで多くの登録者と職員の方が正面から向き合っていることから、担当される職員さんも、その経験から感じられている点もあるのではないかと考えます。

そうした知見は、人口減少対策を考える上でも参考にする部分と考えますが、これまで向き合っていること、どのように感じられているか。

また、行政として仕掛けられるようなヒントについてなどありましたら、答弁をお願いいたします。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／あくまでお結び課で相談を受けている感覚というふうなことにはなりますけれども、基本的に相談、登録を希望されている方に対して対応している状況ということがございますので、未婚化や晩婚化については、メディア等で取り上げられているようなことについては、そこまで感じていないというようなところがございます。

ただ、Z世代といわれる若い人たちのほうが、人口減少問題や未婚化、晩婚化といわれることについて敏感であるというふうにも感じているところもございますので、20代から30代前半にポイントを置いた出会いの場の創出を継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／今、答弁で言われましたように、あくまでも向き合ってきた感覚的なところと言われました。

結構その感覚的なところってやっぱり大事だと思うんですよね。

今言われたような、20代とか、そういったところにどうできるかという部分、そこも今後、一歩また踏み出して、いろいろ取組ができればなというふうに思います。

次に、ちょっとスライドに出しますが、こちらは武雄市のホームページにあがっている市報のデータ、2006年からの分がありましたので、その分から拾ったのですが、各町の人口の推

移をあらわしています。

真ん中の線のところが、ここが 2006 年 7 月末現在。

何で 7 月末としたかといったら、今の最新の市報の分が 7 月、2024 年の 7 月末現在が分かるので、それで 7 月末現在でしたんですが、2006 年を基準として、どう年度年度で人口が変化しているかというところを、数字を拾い上げて、グラフにしてみました。

増加しているのはこの 2 地区、一番上が、これが武雄町ですね。

武雄町が 2006 年と比べて 1,160 人増えています。

次に、もう 1 つ、増えているところは朝日町ですね。

ここが 536 人増えています、2006 年と比べてですね。

それ以外の町に関しては減少しています。

町名はちょっと出しませんが、一番減少幅が大きかったまちは、2006 年と比べて 1,845 人減少している状況でした。

ちなみに、武雄市全体としては 5,188 人の減少です。

武雄市全体として人口が減っていく中で、増えているところもあるんですが、それ以上に減っていくところも大きくあると。

それによって、全体の人口減少となっています。

これまでも人口減少対策として、移住への取組や、Uターンへの取組など、移住・定住に向けた取組がされていますが、これも簡単じゃない部分もあると思います。

それはそれで取組をしながらですが、ひとつちょっと考えたんですが、一般住宅と別で、例えば警察官舎とか、公務員官舎とか、こういう官舎があります。

関係機関の人に確認してもらったら、そのほとんどが武雄町内にあると。

私がいる武雄町の永島地区も幾つか官舎があるんですけども、そういったところは自動的に、例えば異動の時期とかで、例えば子供がいる世帯とかが自動的に転入というか、そこに住まわれます。

官舎に住んで、その学校、その地域の学校に通うというふうな形になります。

ある意味、希望してとかではなく、自動的にそういった子供たちも来るようなシステムがあるわけですね。

場合によっては、永島でもあるんですけども、そこに官舎に住んでいて、官舎を出て永島に家を建てて住まわれるというケースも複数あっています。

行政的な形で言えば、お試し移住的なスタイルになるんですけども、そこで考えたのが、これは簡単に、一足飛びにできるものではないのですが、先ほどのこの人口の推移、この各町の推移を見たときに、その警察官舎とか、例えば公務員官舎、それ以外にも民間の宿舎的なものを武雄町ではなく、ほかのところに設置をしてくれと要望していくと。

すぐできるものではないですが、一つの方法として、これもあるのではないかなというふう

に思いました。

そのことによって、ほかのまちに、全部が全部ではないのですけれども、子供がいる世帯も移ってきます。

そうなると、その学校に行くと。

一定数、どれぐらいとはちょっと言えませんが、子供が学校に通うような形、生徒数の維持に少しでもつながる部分もあるのではないかと思います。この点について、人口減少対策の一つとして、答弁をお願いいたします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／官舎につきましては、前回の6月議会答弁以降、国や県に確認いたしました。現時点では、今後の建設予定はないと確認いたしております。

民間企業の社宅につきましては、少し前の話になりますが、伊万里市にある株式会社SUMCOさんの社員寮を誘致した実績があり、武雄市に住んでいただいているところでございます。

社宅などがあることで、入居者が武雄市の住みやすさを実感することになり、定住につながる可能性もあるため、社宅や社員寮の誘致につきましては、企業訪問等の際において、情報収集に努め、その動きがあれば働きかけたいと思います。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／その際に武雄町以外で設置できないでしょうかというふうな働きかけようと思いますが、市長、この点についてどのように考えられるでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／先ほど、SUMCOさんの話が出ましたが、やはり官舎より、周辺の民間企業の寮を誘致するというのは、これは一つ大きな方策だと思います。

先ほど、北川副市長に確認したら、ちょうどSUMCOの寮を誘致したときに、北川副市長は職員で担当していて、SUMCOさんに日参して、もうひたすら頭を地面にこすりつけてお願いをし続けたというふうな話を聞きました。

なので、企業誘致だけではなくて、そういった民間の社宅誘致というのは、例えば、波佐見にはキャノンとかもありますし、そこは我々も企業の誘致だけではなくて、社宅の誘致、それは周辺にあれば、武雄町、朝日町に限るものではございませんので、そこについて企業誘

致担当もちょっと企業だけではなくて、そちらの社宅にも積極的な誘致に取り組んでいきたいと考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／その中で、先ほど言いましたように、武雄町に限らずという形でそこも話ができればなというふうに思います。

次の項目、避難所についてに入ります。

これまでも警報等により避難所への避難を促すことが度々あっていますが、質問ですが、ペットと一緒に避難したいと言われる方に対しては、どのような対応状況になっているか。これまでの対応状況や今後の対応等について答弁をお願いいたします。

議長／黒尾総務部理事

黒尾総務部理事／おはようございます。

ペット避難者数の実績については正確に把握しておりませんが、避難所の軒先や車中での避難をされていることは確認しております。

ペット避難につきましては、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への配慮が必要なことから、避難所ではケージやキャリーバッグ等に入れた上で、ペットのみ備蓄倉庫に避難してもらうことになります。

しかしながら、ペットを理由として避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながるため、環境省では、ペットと一緒に避難することを推奨されております。

市としましても、ペットと一緒に避難しやすい環境の整備を進めてまいります。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／ゲージやキャリーバッグとかありますけれども、結構若い世代とかはそういう形で対応したりとか、避難所に限らず動かれたりというのもあると思うんですが、ちょっと気になるのは高齢者の方ですね。

一人暮らしの方が、例えば猫とか犬と一緒に住んでいて、ケージとかも特に持たずという場合もあると思うんですね。

なかなかペットと一緒に避難するということに躊躇される方もいるんじゃないかなと思います。

これはちょっと、通告はしていなかったので答弁は求めませんが、そういった部分も

今後、どういう状況にあるかというところは、課題になるのではないかなと思いますので、把握等、検討のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、避難所としての運用という場合と、避難所は公的機関が多くありますので、体育館とか公民館とかありますので、もともと利用予定で予約されていたというケースもあると思います。

避難所開設となったため、例えば、スポーツ大会ができないとか、会議等ができないとかということもどうしてもあると思います。

もちろん、避難所が開設されるような状態ですから、命優先、避難優先というふうな形になりますので、そこはもちろん御理解いただいて、対応していただいていると思うんですが、改めてこういった部分についてどのように運営を定められているか、また、実際に、利用予約と重なったケース等についてどういう状況にあったか、そのときの対応等を含め、答弁をお願いいたします。

議長／黒尾総務部理事

黒尾総務部理事／市の指定避難所につきましては、佐賀地方気象台から発表される気象情報やキキクルなどの情報を基に、総合的に判断して、高齢者等避難などの避難情報を発令した際に開設しております。

指定避難所の開設が決まり次第、施設管理者へ連絡し、避難所を開設している間の施設利用の予約は全てキャンセルしていただくこととしております。

また、中止になった事例等とかは、昨年7月の大雨の際、北方中学校で中体連のバレーボールの試合が予定されておりましたが、避難所開設に伴い、主催者が江北中学校に会場を変更し開催されたという事例を承知しております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／それ以外にも、幾つかやはり重なって、大会の場所を例えば、ケーブルワン・スポーツパークを予約していたけれども、大会場所を翌日ですかね、いわゆる空振りみたいな感じもあって、青陵中学校のほうで大会をしたというケースもあっています。

実際に、警報が出て、避難所が出ているときなので、そっちが優先ではもちろんあるんですけども、一つ、例えば、警報が解除された後とかですね、でも、場合によっては、避難者が残られていることもあると思います。

もちろんそういう場合も避難者が優先しての利用になると思います。

もちろん例えば、小学校の体育館とかもそうだと思います。

この点もどのように捉えるかと思いますが、避難所ということについて、その避難と先ほど言いました通常利用の両面で考えたときに、何かいい方法、対策の、対応の方法がないのかなと、そういったことも模索してみてもどうかというふうに思いました。

私もいろんな意見をいただきました。

例えば、最初は小さい部屋から利用して、増えていったら大きな部屋に、そういう使い方もあるんじゃないかなという話もあったんですが、やはりどうしても、市としては最大限受け入れられる体制を整えるというふうな形がありますので、それはそうだろうなというふうに思います。

この辺、いろいろ考える中で、やはり体育館を避難所としている以上、どうしても避難という部分と通常利用の両方を上手くというのは、ちょっと、課題はなくならないだろうなというふうに思いました。

体育館を避難所としない別の方法、そういった部分もあるかもしれませんが、こちらは、2022年3月の記事ですが、プレジデントオンラインというところで、榛沢和彦さんという新潟大学の特任教授が書かれていた文です。

体育館を避難所にする先進国なんて存在しないと。

災害大国日本の被災者ケアが劣悪である根本状況ということで、日本での美談は、欧米なら人権侵害、ハラスメントになると。

つまり、体育館で、もう完全オープンな状況の中で、そういう環境の中で避難するというのは、海外であまりないというふうな形で話がありました。

今、避難と言えば体育館という形でのそういう流れになっているんじゃないかなというふうに思います。

それがある意味、当たり前の流れみたいになっていると思うんですが、一度、私も今回、通常利用の部分との兼ね合いの部分で質問をしたんですが、いろいろ調べていく中で、避難所そのものの在り方というふうなところ、本質はそこになってくるんじゃないかなと思いました。

先ほど言いましたように、体育館が避難所であるという、これまでの日本全体の当たり前、ここの当たり前について一度見直しを行って考えていく。

そのプライバシーであるとか、身体的な配慮の部分、どうしても心身的な負担の部分、そういったこととかも、様々、課題事項があると思います。

こういった点、通常利用との兼ね合いという部分もありますけれども、市として、どのように考えるか、答弁をお願いいたします。

議長／黒尾総務部理事

黒尾総務部理事／避難所においては、有症状者や母子避難所などの要配慮者スペースを確保した上で一般避難者を受け入れることとしております。

一般的に、避難者の割合は要配慮者より一般避難者の方が多く、一番大きなスペースに一般避難者を受け入れることとなります。

市としましては、災害が起きる危険性があると判断して、高齢者等避難などの、避難情報を発令しておりますので、避難所として開設している施設の一部を一般の利用に供することは考えておりません。

現状の運用に御理解をお願いいたします。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／現状の運用にということでしたけれども、やはり、避難をされる方、その方たちが避難をスムーズにさせていただける、場合によっては、体育館も、あの環境の状況には行きたくないというふうな形も場合によってはあるかもしれないです。

避難所の環境がどうあるかというところも大事だと思いますので、そこで、先ほど言いました、体育館が避難所という、今までの当たり前みたいな流れについて一度考えていただくというふうにも、そういう機会も持っていただきたいと思います。

市長、どのように考えるでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／武雄市の場合は、体育館を使っているというのは、多数派ではないと、開けている割合で言うそうですね。

ただ、人数として、ケーブルワン・スポーツパーク、そして、西川登小学校の体育館あたりを使っているというのが、まず事実であります。

先日、ケーブルワン・スポーツパークに避難をされた方に、実際避難をされた場所に私も行ってみたんですけども、やっぱりぎりぎりになってくるとたくさん来られて、メインアリーナ自体もかなりこう埋まってくるというような感じでした。

やっぱり、先ほどありましたように、要配慮者、そして、いろんな方に配慮した避難所をつくらなければならないというところがありますので、やはりそこを前提とした場所の在り方というのは、場所も制約がありますので、現状については御理解いただきたいなというふうに思っております。

ただ、一方で、じゃあ、避難所をどうしていくかというのは、よりよい環境に向けて、ふだんの見直しが必要となってくるというのも、これも大事なことだと思います。

例えば、これはいい例かどうかはあれですけど、今、9町全部開けてますけれども、本当に気象状況によっては、例えば段階的に開けていくとか、いろんな面での工夫というのは、これからまだまだ改善の余地もあるのかなと思いますので、そのあたりは引き続き、我々もふだんの見直しを図ってまいりたいと考えております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／私も先日、そのケーブルワン・スポーツパークのほうに行って、避難されている方たちと意見を交わしたりしました。

いろんな、市長言われましたように、考えを持って今後取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の項目、学校についてに入ります。

まず、学校給食についてです。

物価高騰等あって、食材費のコスト問題ありました。

給食費も長く変わっていなかったという面もあって、その見直しもされましたが、実際、現場の声を聞くと、なかなか物価高騰の部分が収まらずに大変ですという声も聞きますが、この辺、どのように現場の声等についても把握されているか、コストと財源の状況はどのようなにあるか答弁をお願いいたします。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／学校給食の食材費の高騰につきまして、現在も非常に厳しい状況であるということは現場のほうからも伺っているところでございます。

ただ、これにつきましては現在、献立等の工夫をしながら御対応をいただいている状況でございます。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／言われたように、非常に厳しい状況にあるということで、その中で、献立等を立てる栄養士さんたちとも意見交換する中であったんですが、学校給食によって、米飯に関する部分でちょっと伺います。

市内の小中学校において、米飯の設備があるところもあれば、逆にそうした設備がなくて、民間にされているところもあります。

民間に委託されている部分は、その委託料も給食のコストに含まれるということですから、米飯の設備があるところと、ない学校によって、給食にかけられるコスト、つまり食材費に

かけられる額も変わってくると聞いています。

この点について、私も事前に市の担当者の方と意見を交わしたんですが、課題と感じているという意見もありました。

改めて、この点についてどのように把握されているかという部分と、ちょっと、併せて聞きますが、この設備があるところとないところの部分について、先ほど、食材費にかけられるコストの違いというところが出てきますので、この辺、必要な補助等も場合によっては考えるべきではないかと思いますが、答弁をお願いいたします。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／米飯価格が、自校炊飯と委託炊飯での違いがあるということにつきましては、こちらのほうでも把握はしております。

コスト面で考えますと、自校炊飯での実施のほうが望ましい部分はございますが、学校給食におきましては、学校給食衛生管理基準というものが定められておりまして、給食を提供するまでの過程において守るべき事項が幾つもございます。

委託されている学校では、自校炊飯を実施する場合におきましても、設備や給食室の面積などに課題がございまして、委託炊飯の学校を、現在、すぐに自校炊飯に切り替えるということにつきましては、ちょっと困難ではないかと考えるところでございます。

そこで、この差の問題でございますが、議員が今御提案されている補助等については、現段階ではちょっと考えておりませんけれども、この差の問題については我々も十分把握をしております、学校給食の在り方については、市内全体、総合的な検討を進めていく必要があるというふうに認識しております。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／私も、自校炊飯の設備がないところ、設備を造ってくれというのは、ちょっとそれは、私も現実的じゃないなというふうに理解します。

ですから、その差額の分に対してどう対応できるか、そこを模索していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、学校におけるスポーツによるけがについて伺います。

先日、私も中学校のPTAの役で、学校保健委員会に出席をしました。

生徒の歯のことでか体のことでか、測定されたデータ等について報告があり、意見交換も行ったんですが、そうしたデータの中に、捻挫などのスポーツ外傷によって保健室を利用する生徒の数の報告もありました。

スポーツによるけがには、突発的な外力に、コンタクトとかですね、そういった外力によって起こるスポーツ外傷と、あと、ふだんの部活動によって繰り返し起こる、負担によって起こる、例えばオスグッドとか、野球肩とか、野球肘とか、テニス肘とか、シンスプリントとか、そういったスポーツ傷害に分類されます。

私も整形外科でリハビリをしていく中で、外傷だけじゃなくて障害、野球肩、野球肘の子とかもたくさん関わってきましたが、私が先ほど言いました学校保健委員会に出席したところでは、学校独自でスポーツ障害についても数を集計されていましたが、改めて伺いますが、市内の各学校において、スポーツ外傷についての把握状況はどのようにあるか答弁をお願いいたします。

また、加えてですが、前の議会の一般質問で、理学療法士による子どもたちへのコンディショニングサポート、例えばストレッチの指導を行うとか、けが、スポーツ障害、外傷についての講演を行うとか、保護者についてもですね、指導者に対してとか、そういったことをしていったりという部分で、コンディショニングをサポートしていく、けがの予防をしていくということも話ししましたが、実際に、現在各学校で、スポーツ傷害に対する予防を含めた対応はどのようにされているのでしょうか。

それと、先ほど言いましたコンディショニング、私は、市内でそういうふうな形で子どもたちのコンディショニングサポートをできる体制をどうにか構築できないかというふうに思っていますが、教育委員会として、私が一般質問で取り上げた後、どのように検討が行われたのか答弁をお願いいたします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／学校におけるスポーツ外傷、あるいはスポーツ障害についての把握でございますけれども、中学校の場合は日頃の体育の運動とか部活動がありますので、担任、あるいは養護教諭、そして、部活動の顧問という形が、本人または保護者と連絡などを取り合いながら、状況を把握しているところです。

小学校は体育の授業が中心になりますけれども、体育の授業を見学するなどの子供があった場合は、保護者からの連絡があったり、あるいは担任が確認をしたりということで、担任、あるいは養護教員等で把握をしているところでございます。

そういった外傷、傷害の予防教育についてですけれども、各学校においては保健体育の授業、あるいは部活動の中で指導をしているというのが現状でございます。

そして、その後の取組ということをお聞かせいただきましたけれども、スクール認定制度に関わって、今年の2月に総務省、内閣府から認定を受けた後、今年の8月にそういったスクールトレーナーの養成講習会、資格認定の試験が開催されまして、全国で130名の合格者が出たという

情報も聞いています。

全国で、8都道府県でモデル事業が実施されておりますので、そういった取組を、聞き取り調査をして取組の状況、あるいは費用等について確認をしております。

よくやられているのは島根県太田市ですかね、そういったところでされておりますので、回数、あるいは内容等について調査をしているところでございます。

議長／8番 豊村議員

豊村議員／スクールトレーナー制度、県で何人かしか受験資格がないんですよね。

そこだけに頼るわけにはいかないもので、市内の理学療法士等とかですね、ぜひ意見交換をして体制構築に努めていただきたいと思います。

それでは、私の一般質問を終わります。

議長／以上で8番豊村議員の質問を終了させていただきます。

ここで、モニター準備のため5分程度休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、16番 松尾議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

16番 松尾議員

議長／16番 松尾議員

松尾議員／皆さんこんにちは。

議長より答弁の許可を頂きましたので、16番松尾初秋の一般質問をさせていただきます。

執行部の答弁は、簡潔で正確にお願い申し上げます。

たけお生活サポートの給付金について、申請状況について、どれくらいあったのかをまず、お尋ねいたします。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／対象世帯1万9,214世帯のうち、8月30日時点で1万5,433世帯、約80%

の申請をいただいております。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／80%の申請をいただいているということで、8割が申請されているということでございますけれども、今から自分の考え言いますけどね、オンライン申請の人は別としてですよ、郵送の申請の人からの評判が、ちょっとはつきり言ってですよ、悪かですよ。

もうね、ここにちょっと資料がありますけども、申請書ですよ、本人の確認書類にですよ、貼り付けないとかんやったですよ、貼り付けて。

それもですよ、写真つきとはいってんよかばってんですよ、写真のなかばや2点つくっとかですよ。

あとはですよ、振込先の金融機関の口座を貼り付けたかですよ。

こいばですよ、はつきり言って、やぐらしかとですよ、めんどうかとですよ。

このことはですよ、前議会でも豊村議員さんのほうから指摘があつておりましたね。

高齢者がコンビニいくとも大変ばいって、こんがすったびんっていう話があつとりました。

もう分かりやすいいうたらですよ、たった2,000 円のためにですよ、労力の多かですよ。

これ、2 万円くんさあきですよ、これ、御批判はなかとですよ、1 人2 万円***ですよ。

これ2,000 円に対して、もう市民の人はね、ばっきゃあしとうって思う人も結構おかですよ、はつきりいってですよ。

そいですよ、質問にるるなっていくんだけれどもね、この記載の書類は見いぎんですよ、希望しますか、不要ですか、こがんとこもまたこう書いて出さんばいかんとですよ。

不要というもんも出さんばいかん。

そういうふうになっておりますけども、不要を出して、不要って書いて出した人はどんぐらいおんさったとですか、お尋ねですけど。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／24 世帯から、不要と給付金申請書に回答をいただいております。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／ということは、24 世帯ということはですよ、1 世帯4 人ぐらいの家族とするき、100 人ぐらいがもういらんというトンさったんですよ、不要だという状況ですよ。

そいで、今からいろいろ指摘をするんだけど、まずスライドを見せたいと思います。

こいですね、ここのとこですよ、棒どこですかね。

この封筒なんですけれども、受託業者のところをちょっと見たいと思いますけどね、受託業者は、株式会社佐賀広告センターというところに受託してるんですね、受託。

受託ということはですよ、委託をされていると、業務委託をされているということですけども、実はここの会社の登記簿を取りました。

ここにありますが、登記簿。

そこでちょっとお尋ねしていくんだけどね、この目的ですね、この会社の目的、広告宣伝業務、1 ですね。

2 番、ニュース報道、3 番、邦人旅行のあっせん業務。

それで4 番目が、生命保険、損害保険の代理店業務。

5 番、移動体通信機器の販売代理店業務ということで、6 番目に、前各号に附帯する一切の事業ということで載っていますけど、この委託の根拠は、何を根拠にここに委託しているんですか。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／委託業務の内容は、この事業の広報、チラシの作成や送付、電話や窓口における問合せへの対応、申請書の受付業務でありました。

佐賀広告センターの法人履歴事項、全部証明書内の目的欄に記載されている、1、広告宣伝業務、及び、6、前各号に附帯する一切の事業にかかる業務と位置づけ、委託しております。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／あのですね、これ、全然おかしかとですよ。

何でおかしかというぎですよ、この広告というのは広く広げるですね、広告、字のごとくですよ、広く告げるですね。

ということはですよ、広告***、不特定多数にやることが広告なんですよ。

私に言わせればですよ。

だからですよ、この特定の人、今回、武雄市民にやっとうということは、特定の人にやっとうわけでしょうが。

だから私は広告に入らんちゅう。

広告宣伝だから、宣伝は広めるということだと思いますので、広く告げることを広める業務なんですよ。

それにあなたたちが言うところの、付随する業務という話ですけども、ここに、広告セン

ターに頼んだ業務の内容がありますけどもね、ここ見たら、制度の案内の通知の発送とか、制度及び申請方法の案内の対応、電話とか窓口対応、受付書類の確認とか、入力とかああですよね、こういうのをされたと。

これね、この業務そのものなんですよ。

だからですよ、こういうふうな業務の委託はね、ちょっとこの会社の目的からいけば、おかしかですよ。

私、そがん思うですよ。

広告というのは、大体、特定の人に***、不特定多数にやるのが私は広告だと思うわけですね。

だからそれに付随する仕事ちゅうのはですよ、例えばそがんとこば配ってさあく仕事とかですよ、そがんとこが私はね、広告の付随する業務だと思うわけですよ。

ここは絶対おかしいと思いますのでね、これ以上進まないの、ほかのほうに進めていきたいと思いますけど。

この業務に対して批判の声が結構私のほうにも届いたんですけどね、市役所にはそがんとこ届いとらんですか、どがんですか。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／申請において、本人確認の書類や、口座の写しなどの添付が必要であったため、一部の皆様から手間がかかるといった御意見がありました。

本人確認や口座書類の写しは、確認作業において迅速で確実な給付を行うために添付をしていただいております。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／そういう意見があったちゅうことです。

それは分かりました、今の答弁でね。

それでね、これね、確認の意味で聞くんだけど、これ恐らく、武雄独自の事業だと思いますけれども、これで間違いないですか。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／武雄市独自の事業であります。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／これは、誰が作ったとですか。

課長ですか、部長、市長ですか。

誰ですか。

誰がつくったと。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／これまで、給付金や商品券の交付事務を行ってきた部署等と庁内協議の上、企画政策課で企画立案を行い、最終的には市として制度化しております。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／組織で作ったという答弁だったと思いますけどね、今度、自分の考え言いますけど、やっぱりですよ、こういう事業はする場合ですよ、手間のかかあことは求めたらいかなとですよ。

批判のくっですよ、はっきり言うてですよ。

だから、どうせやったら、商品券ばずっと配ってですよ、郵送して、その趣旨に賛同せんもんは、期限内につかわんよかわけでしょうが。

そういうふうにやっぱり単純にね、やっぱりこういうのはしてほしいと思うわけですよ。

これは、一つの私の例えの話ですよ。

だから今後は、給付金事業をする場合にはもっと考えてもらいたいと思いますけれども、この点についてどがんでしょうか。

議長／松尾企画部長

松尾企画部長／今後、このような給付などの事業を実施する場合、これまで行った事業の取組や反省及び議員からいただいた御意見を参考に、実施いたします。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／やじの中に2万円もくるぎ***さって***。

2万円やったら何も言わんとですよ。

この値段に対して労力の多すぎた。

こういうのがやっぱり御批判の基じゃないかなと私は思います。

今後こういうのを反省するという答弁、反省してですよ、やっぱり進めていっていただきたいと思います。

いつもはやかですね、もう 11 分、この項目で 11 分たちました。

次に、杵藤葬斎公園の交通渋滞についてでありますけども、この件については 3 月議会でも毛利議員さんのほうから御指摘あったんですね。

離合場所の設置とかバス停の件とかあったんですけども、この件はどがんないようですかね、まずお尋ねしたいと思います。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／議員御質問の、令和 6 年 3 月定例会におきまして質問があった件について、閉会後に武雄市から道路管理者である杵藤土木事務所へ要望を行っております。

また、葬斎公園は、杵藤地区広域市町村圏組合の施設であることから、昨年の 12 月 25 日に施設の管理者である武雄市長、副管理者の鹿島市長、県道沿線の白石町長で要望を行った経緯があることから、県への要望に合わせて広域市町村圏組合へ確認したところ、杵藤土木事務所と、現在、協議中であるとのことでございます。

よって、離合場所の設置や伐採などはまだ行われていない状況でございます。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／協議はするとか、協議したんだけど、まだできていないということですね。分かりましたけども。

こういう道ですね。

説明しますと、これ橋のほうからずっと上って行って、こうして、こう来る、杵藤葬斎公園ですね、火葬場ですね。

火葬場がありますよね。

これは、毛利議員さんも指摘されましたけど、毛利議員さんからですよ、毛利議員さんの提供で、今回、写真をお借りしました。

毛利議員さんの提供ですね。

こういうふうに、離合で大変困っている状況があります。

そこで、今からですよ、どうしましょう、どうしましょうということで考えました。

そのお話をしたいと思いますけれども、実は、こんたいまでは、そがんなかとですよ。

なかちゅうか、それなりに狭かばってん、まあまあ広かところもあるし、まあ、そんなになか
とですよ。

問題は、ここからここまでが一番ひどかですよ。

ぐりぐりしてですよ、ここからここまでがですね。

笑いごとじゃなかですよ、ひどかですよ。

もうひどかですよ、この辺、ぐりぐりしとうですよ。

だから、私は今回、ちょっと提案になるんだけどね、分かりやすく言うなら、時間的な
一方通行にでけんろうのかなと思うとうわけですよ、この間をですよ。

その渋滞解消につなげられないかなということで、ちょっとまた調べましたけれども、これ
は、杵藤葬斎公園設置及び管理条例というのがあって、火葬の時間が決まとうとですよ。
火葬の時刻は10時の30分、1時、2時30分、14時、4時ですね、14時とするということ
で、大体、火葬の時間というのは決まっとうですよ、窯の時間のですよ、何時の窯、何時の
窯で決まっとうですよ。

だからですよ、例えば、その間だけですよ、一つの案なんだけど、9時から6時、なんで
4時で終わるとけんですよ、5時、もう下るだけですから、規制しなくてもいいように思い
ますけども、上るだけにして、そのときは規制は要らないかも分かりませんが、4時の
窯と言えども、10分、20分遅れるときもあるし、5時半まで待つ場合もあるらしかですもん
ね、聞いたところでよとですよ、1時間半ぐらい待つ場合もあると。

だからこれは、一つの案として私が考えたのは、9時ぐらいから6時まで上る専用にして、
ここから下りられんことすると。

その代わりに、私もいろいろここを調べて回りましたが、これ、いろいろ道ああとです
よ、こういうふうに。

例えば、永池のほう、武雄の永池、北方の永池さん下った後は、1つこの道がありますし、
この県道のほうをずっと行ってから、白石のほうと別れたところにこう行って、行く道があ
ります。

これは1つですね。

須古のほうにも下りありますよね。

それと後、塩田の南下やったかですかね、あの辺にも歌垣公園の一部通ってから行く道と、
一回犬山城に上って行く道とかですよ、こういう大きなのはこの3つですよ、下る道とし
てですよ。

ほかにも水堂さんのほうから下る道もあるし、有明のほうにも下る道がありました。

何個かありました。

大きな道は、この3つぐらいのところが大きいんですけどもね、こういうところを通って下
れば、もう火葬終わったら後はあれですもんね、お寺の行くぐらいのもんやけんですよ、大

体その時間があるけん、火葬場の時間があるけん、ちょっと慌てて行くけんですよ、こういうふうにしていって、帰り道はこっち下って、永池のほうに下ったり、須古のほうに下ったり、塩田のほうに下ったりして行けばよかじゃなかろうかねという思いがありましたので、どがんかなと思います。

この件について、どがんもんかなと思いますけれども、答弁をお願いします。

議長／黒尾総務部理事

黒尾総務部理事／議員提案の一方通行については、渋滞対策の一つであると考えられます。杵藤地区広域市町村圏組合に道路管理者である佐賀県と一方通行についても協議、検討を行うようお願いしてまいります。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／この件について、市長さんは広域圏の管理者でもあるので、市長さん、どがん思うとですか。

議長／小松市長

小松市長／武雄市長として、今、離合場所案がまだ協議中というところですので、まだそういう段階ですので、こういった一方通行案というのも解決の一つの方策だというふうに思います。

当然、公安委員会の判断が必要ですし、地元住民の合意というのにも必要ですが、なので、御承知のとおり、管理者ではありますが、この場ではいち市長という立場ですので、広域圏に対しては、離合場所案に加えて、一方通行案というのもぜひ併せて検討するようにお願いをしたいというふうに思います。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／その件はよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、行くまでは窯の時間とかあるけん、ちょっとあせがばってんですよ、帰りはもうほのお寺の行くぐらいなもんやけんですよ、ちょっと回って帰ってもよかと思ひますので、こういう案をつくりました。

次に、近年の訴訟における対応についてでありますけれども、自分の考えを言いたいんですけどね、この頃やっぱり訴訟の件数が多いように私は思ふわけですよ。

このように私は思っておりますけれども、近年の訴訟の件数はどれぐらいありますか。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／モニターをお願いします。

令和に入ってから現在までの武雄市が対応している訴訟についてですけど、防災情報発信システム構築業務委託契約の締結に関するものが1件、ふるさと納税に関するものが2件、受動喫煙に関するものが2件の合計5件となっております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／もうスライドそのままにしてくださいね、これを使って話をしていきたいと思っていますけども。

私の認識でいけばですよ、その大平商会の不履行のこの訴訟以外は、あとは全部市が訴えられた訴訟じゃないかなというふうに思うわけですよ。

市が訴えたのが1つで、あとは訴えられた、応訴した分じゃないかなと思いますけども、この辺については、まずどがんですか。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税委託契約の履行不能による損害賠償は市が提訴したのですが、それ以外は提訴されたものでございます。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／ということは、5件中に1件は訴えて、あとは訴えられた分だということですね。

ということは、いずれにしても、この5件の件数というのは、やっぱりこれ、多かと話ですよ、近隣の市に比べてですよ。

近隣の市に比べてどがんでしょうか、この状況は。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／令和になって以降の訴訟件数を近隣自治体4市に確認したところ、5件が1市、0から1件程度が3市ありました。

武雄市は近隣の自治体と比較しても、訴訟の数が多いほうだと認識しております。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／多いほうという認識があるということですけども、これ、訴訟費用って幾らぐら
いかかっとうとですか。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／訴訟費用についてですけど、訴状やその他申立書に収入印紙を貼付して裁判
所に支払う手数料のほか、書類を送付するための郵便料等があります。
令和に入ってから訴訟費用は、合計で約 29 万円となります。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／29、そいはあいでしょう、印紙代とかそがんとですたいね。
私がちょっと聞きたかったばですよ、言い方が悪かったですね。
弁護士費用も含めて幾らぐらい使ったのかお尋ねしたいと思います。

議長／秋月総務部長

松尾議員／詳しくね。
こいで幾ら、こいが幾らって。

秋月総務部長／訴訟 5 件の弁護士業務委託料を含めた費用についてですが、モニターを御覧
ください。
現在係争中で未確定のものもありますが、表の上段から、防災情報発信システムにかかるも
のが 940 万 1,042 円です。
ふるさと納税返礼品にかかるものが 142 万 2,000 円、ふるさと納税業務委託契約にかかるも
のが 69 万 2,000 円、受動喫煙にかかるものが 33 万円、上記訴訟に伴う訴訟にかかるものが
16 万 5,000 円で、合計としては 1,201 万 42 円となります。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／この防、何とかシステム、一番上のとですね、これは江原議員さんたちが関わった分だと思いますけども、こいが1,200万のうち940万ぐらい使ったということですね、弁護士費用も含めて。

これ市税ですよ。

こいが使った。

これはもう、もちろん裁判する権利はありますのでね、何のかんの言いませんけども、そういうふうなとかかかってるということだけはちゃんとここで今、示していただきました。

もういっちょああですね。

この、何やったですかね、ここ。

この訴訟ですね。

市役所のところの喫煙所のとこのですよ、瑕疵に関するたばこの健康被害とかあったですたいね。

こいまだ係争中ですけども、これどういう訴訟かなと思ってですよ、ちょっと分析したいと思いますけども。

ちょっと資料をもらいました。

訴えの概要は、被告（武雄市）が市役所の敷地内に設置する屋外喫煙所について、公の営造物の設置または管理に瑕疵があり、たばこの煙による健康被害を被ったとして、被告に対して国家賠償法2条1項の規定に基づき慰謝料3,000円の賠償請求をするものという訴訟の内容ですよ。

そして、一審は、原告の請求を却下する。

二審、本件控訴を却下するということになってまして、今は上告、最高裁に上告の受理申立書提出ですよ、今。

要するに、今は最高裁に行っているわけですね。

これははっきり言うてですよ、大体、棄却されると思いますよね、大体、最高裁っちゅうのは。

何でこういうことを言うかというぎですよ、大体、憲法違反とか、そがんとしか取り上げてもらえんけん、恐らくですよ、九分九厘ですね、上告は却下されると思いますけども。

その場合、やっぱり勝利を市民と分かち合っていたきたいと思うですよ。

そこで、質問として、何か市民に対するですよ、何でこういうことを言うかというぎですよ、取りあえず、そういうふうな、市民に分かち合っていたきたいと思いますけども、市民に対する還元などはやっぱり考えていませんかね、そういうのは。

ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／受動喫煙訴訟については現在係争中であるため、その内容は***に対して答弁は差し控えますが、いずれの結果であっても、市民へ還元する事業の考えはございません。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／私は、市民と勝利を分かち合っていたきたいと、何でもがんことば言うかという感じです、これ、裁判ば起こした人はですよ、これは武雄市民じゃなか人が起こしとんさあとですよ、武雄市民じゃなか人が。

そういう意味においてはですよ、これが勝利した場合は、武雄市の勝利というよりも、武雄市民の勝利だと思うわけですよ。

武雄市民の勝利だと。

そういうふうに私は思います。

だから、市民に関する還元をしていただきたいと思いますけれども。

自分の考えを言いますけどね、この訴訟というのはですよ、この裁判はですよ、受動喫煙に関する裁判だったんですよ。

受動喫煙防止のために、分煙による喫煙所を作っていただきたいと思うわけですよ。

そこで、ちょっとスライドを出しますけれども、これ駅前話になるんですけども。

これは、どっかに分煙による喫煙所ば作っていただきたい。

これは、6月議会に吉原議員さんも質問されましたよね。

そんなときは、ごみ対策の観点で質問されてるんですよ。

どこか作ってくださいという話ですよ。

そんなときですよ、執行部の答弁、びっくりしたですよ。

何て言いんさったと思うですか答弁は。

受動喫煙対策のために設置はふさわしくないって。

全く違うとですよ。

横で座れたら受動喫煙になあとですよ。

だからですよ、受動喫煙防止のために、分煙による喫煙所が私は必要だと思うわけですよ。

横でスパスパ吸われてですよ、今は携帯の灰皿もあるけんですよ、そがんとが受動喫煙につながるわけでしょうが。

分煙によるですよ、受動喫煙の防止の***分煙による喫煙所をどこじゃにこう設置すれば、そういうふうに、受動喫煙の防止につながると私は思うばってんですよ。

質問として、駅前の広場に、分煙による喫煙所の設置ができませんですかね。

どうでしょうか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／まずは、現在係争中であります訴訟の経過を見据えたいと考えております。

その上で、6月定例会においては、交番跡地において設置できない旨の答弁をいたしておりますが、駅前広場に限らず、その周辺を含めたところで、分煙できる喫煙所の設置を検討してまいりたいと考えております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／とにかくできる方向で、これは受動喫煙の防止のための訴訟なんで、受動喫煙防止のために分煙による喫煙所が必要かとですよ。

そうすることによって、受動喫煙を防止していくんですよという、私はそういうふうに強く思いましたので、こういう質問になりました。

もう、はやかですね、あと2点で終わりですけん。

もう、すぐ終わります。

次、湊の尾ダムの今後の利用についてでありますけども、これは今、令和2年と令和4年に、今回で3回目の質問になりますけども、武雄川のところにポンプ場を造ってここにくみ上げてくださいという話をしました。

そういうふうに県にお願いでけんでしょうかという話をしてますけども、そのときの答弁からいけば令和7年、もう来年ですよ、来年に取水をやめるという話だったんですね。

そして、令和8年、武雄市に移管されるという話でしたけども、まずもって確認ですけども、これに間違いなかでしょうか。

議長／弦巻まちづくり部理事

弦巻まちづくり部理事／湊の尾ダムの利用廃止につきましては、佐賀西部広域水道企業団より令和7年度廃止ということで伝えられておりましたけども、令和6年2月に中長期経営基本計画の改定がございまして、令和8年度に浄水場を廃止する予定であることが示されております。

したがって、廃止後、湊の尾ダムからの取水は行わないことになりますけども、武雄市への返還は令和9年度以降になる見込みでございます。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／ちょっと伸びたという話ですね。

令和9年に移行っちゃうことで、武雄市に移行っちゃう話が分かりました。

この淵の尾ダムは、56万トンあるとですよ。

だから、私はこれを武雄川の調整池につこうてしていただきたいというふうに質問をしました。

そんときの答弁も、県のほうに提案していきたいというふうな答弁をいただいておりますけれども、この件について、その結果についてどがんですか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／議員御質問の活用法につきまして、佐賀県へ確認を行ったところ、まずもって、この河川改修は令和元年の豪雨災害を受け、河川激甚災害対策特別緊急事業として採択され、現在、事業が進められております。

工事が完成することにより、大雨でも河川から水があふれにくくなり、周辺への浸水被害軽減が見込まれております。

まずはこの河川改修事業をしっかりと行うということで考えられているということを聞いております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／武雄川の改修が先だと、まずは改修ですよという答弁だったと思いますけどもね、本当に今のような異常気象の中で、この武雄川に起因するような水害解消が、そういうふうな改修でできるのかなというふうに私は疑問に思うわけですよ。

もう異常かですもんね。

だからですよ、中町などの町ん中の水害があったでしょう、内水氾濫ですかね、この解消を本当に、私は武雄川の改修だけで本当にできるのか、私は疑問なんですけども、質問として、そういうふうな答弁だったので、武雄川の改修は、ところでいつ終わるとですか、完了するんですか。

議長／庭木まちづくり部長

庭木まちづくり部長／現在、武雄町上西山地区におきまして、延長約1キロに及ぶ改修工事に着手され、河道掘削や川幅の拡張、堰の撤去などの工事が実施されております。

先ほど御紹介いたしました河川激甚災害対策特別緊急事業の期間は令和6年度まででありますので、武雄川の改修につきましても本年度中の完了を目指されているということでもあります。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／改修は本年度で終わるということですが、いずれにしても、こういうふうな異常気象で、本当にその改修だけでいいのかなという思いがあります。

これをまたまた、その状況を見ながら、今後の状況を見ながら質問を出していきたいと思いますが、取りあえず内容は分かりましたので、まず改修を完了させていただきたいと思います。

次に、いのしし対策についてであります。

もうこれ最後の質問です。

野生のイノシシの豚熱ですね。

今日も新聞に載っていましたね、19 例とか 20 例とか、唐津とか伊万里ら辺であったという話があっておりますけれども、発生状況等、これに対する対策はどがんですか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／野生イノシシの豚熱確認数でございますが、県内の唐津市、伊万里市、玄海町で確認されております。

最新の県の発表ですと、9 月 6 日現在で 20 例目が報告されております。

また、対策としましては、国、県から、野生イノシシへのワクチン散布の指示があればすぐに対応できるように準備を整えておる状況でございます。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／ワクチン散布の指令があったらすぐに対応するという答弁だったんですが、今から自分の考えを言いますが、まずですよ、豚熱の対策というのは捕獲頭数を増やすことだと思うわけですね。

捕ってさあくことですよ。

おらんこととしてしまえば、その対策になると思いますけどもですよ、そのためにはどがんすかって。

やっぱり猟師さんたちの手数料を増やしていくんですよ、そういうふうな頭数を増やす意欲

のにつながると思うわけですね。

そういう観点から質問を進めていきたいと思いますけれども。

実は、前回の、何月議会やったですかね、3月議会に、ぼたんクリームの原料で今売上が上がっているんで、それをもとに処分手数料を見直して、猟師さんたちの手取りが増えるように提案したわけですね。

でもね、どうもなっていないみたいですね。

そのことは何もうなっていないんですけども、この点についてはどがんですか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／猟友会の役員会や、武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会総会におきまして、議員がおっしゃられる原料での売上をもとに、事業者のほうについて処分料見直しを協議していただいております。

しかしながら、コロナ禍期間中の減収補填がまだ終わっていないということで、それが済み次第、売上をもとに還元したいということですので、引き続き、処分料見直しについてはお願いをしていきたいと思っております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／それは、お願いはお願いでもらうてよかと思えますけどね、大体、もっとスピードでどんどんやってほしかという思いがありました。

こういう話をせんでもよかとぼってんですよ、ちょっといやらしい話になるんだけどね、こいですよ、捕獲隊ってああでしょうが。

昔は、捕獲隊トッテクレンジャーとか何か最初言いよったですね。

そういうのがありました。

そいですよ、A氏と、B氏と、C氏、3人おおさとですよ。

その頭数ば見いぎですよ、7月ばちょっと見てくださいよ、7月を。

あるA氏の人ね、64頭も捕っとうさとですよ。

B氏、17頭、C氏は4頭ですよ。

もう、このばらつきのああとですよ。

だから、このA氏は今、トータルして4月から7月まで91頭も捕っとうさあとですよ。

そいで、24頭とか13頭とかばらつきがありますけども、ちょっと確認で聞くんだけどね、この人、C氏の4頭うちゅうとは、成獣と幼獣があります。

幼獣ってうり坊ですね。

この内容は、4頭の内容は何ですか。

成獣ですか、幼獣ですか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／確認したところ、成獣4頭とのことでした。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／4頭っちゅうことはですよ、成獣だから、処分手数料を引いて1頭当たり、成獣だったら1万500円ですよ、猟師の金額にすれば。

ということは、4頭ということは、猟師の金に直せば4万2,000円の手取りなんですよ、この人が猟師だったらですよ、一般の。

聞くところによると、この人たちは1か月で10万以上、十何万ぐらいもらえよんさあって話ですけども、報酬はこの人たち、幾らですか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／武雄市鳥獣被害対策実施隊の月額報酬になりますが、13万2,000円で、このほかに協議会より燃料費や餌代等が支給されております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／そいぎ、餌代とか油代、ガソリン代ですかね、そがんとば含めれば、もうちかっ
と詳しゅう教えてくださいよ。

幾らですか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／燃料代につきましては月額2万円、餌代につきましては実費相当ということになっております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／ということは、13万2,000円もろうて、その上に油代ももらえよんさあということとは、延べで2万ですね。

15万ぐらいもらいよんさあと、15万ぐらい。

15万2,000円ぐらいもらえよんさあとですよ。

餌代は別としてもよ。

ということは、例えば5月にB氏なんか1頭ですよ。

C氏なんか2頭ですよ。

それでも15万とかですよ、それぐらいの金額がもらえるとですよ。

はっきり言ってですよ。

捕獲隊じゃなくて、パトロール者がですよ、私、資料もらいましたけども、4月から7月まで成獣33頭、幼獣13頭、合計46頭。

パトロールの人もこれぐらい捕いよんさあとですよ。

だから、ここはやっぱり考えてもらわんばいかんと思う。

やっぱり何でそういうこと言うかというぎですよ、やっぱりたくさん取るとですよ、捕獲隊の人と、あまり捕いされん人との差ですよ、差。

それにもう一点は、猟師との、一般猟師との兼ね合い。

この辺もやっぱり考えていかんばいかんと思いますけども、やっぱり見直すところは見直していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／武雄市鳥獣被害対策実施隊員ですが、まず、任期が1期2年でございます。

猟友会より、年間100頭を目標に捕獲していただける方を選出いただいておりますという状況でございます。

今のところ、報酬の見直しの予定はございません。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／報酬の見直しはせんということですけどもね、やっぱり100頭が一応目標なんで、捕ったものと、捕らんもんがペナルティーをつけるとか、そういうのはやっぱり今後考えていかんぎですよ、やっぱり捕っている人と、捕っていない捕獲隊の人との差とかですよ、一般猟師との兼ね合いとかですよ、やっぱりそがんとば考えて進めてもらいたいと思いますよね。

これ以上は言わんばってんですよ、やっぱりそこんとはやっぱり考えていかんばいかんといっぱいありますよ。

それに、今度は貯蔵用の保冷庫を導入したという話でございましたけども、例年どおり盆休み、長く盆休みがあつてですよ、その間、搬入ができなかったという話を聞きましたけども、この点はどがんでしょうか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／貯蔵用の保冷庫を導入されている事業所のほうに確認したところ、お盆休みの搬入停止期間は例年どおり、8月9日より15日までの7日間だったということで伺っております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／7日間ということで分かりましたけども、その間に猟師の搬入はできなかったんでしょう。

そこお尋ねします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／搬入停止期間ということですので、できておりません。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／やっぱり今後は、貯蔵用の保冷庫を導入して、お盆休み中もイノシシの搬入ができるようにしていただきたいと思うわけですね。

その点についてどがんでしょうか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／盆休み期間中の搬入につきましては、所有されている事業所の方及び猟友会のほうと運用方針を決めていただくように、協議のほうを促していきたいと思います。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／協議を促すということで分かりましたけれどもね。

いずれにしてもですよ、何が一番大事かかといえはですよ、やっぱり豚熱対策ですよ。

捕獲数を上げることですもんね。

そのために、やっぱり報酬を上げていかんばいかんという思いがありますので、実はですよ、もっと話をしますと、近隣のイノシシの報酬、もともと報奨金が安かですよ。

武雄市は、成獣で1万4,500円ですよ。

鹿島市、嬉野市は1万7,000円ですよ。

もともとが値段の違うとですよ。

実際、1万4,500円でも、処分手数料、こいば4,000円取らるっけん、実質1万と500円ですよ。

幼獣、うり坊ですね、これは7,500円ですよ、もともとが、武雄市は。

鹿島市、嬉野市は1万1,000円ですよ。

こういう違いがああとですよ。

他市ではね、処分は猟師さんたちがしてるっていう話ですけども、手数料を払って、実質7,500円というばってん、1,000円払って、幼獣の場合は、6,500円しか入らんとですよ。

成獣の場合は1万と500円ですよ。

だからですよ、もともとの値段がよそと比べて安いのでね、ここは報酬を上げていただきたいと思いますけども、この点について市長はどがん思うですか。

議長／小松市長

小松市長／特に中山間地で農業をされている方からは、イノシシの被害の多さと、対策は大変だという声はたくさん聞いています。

イノシシ対策については捕獲、あと、すみ分け、防除だったと思うんですけども、いずれも全部バランスよくしっかりと強めていかなければならない。

すなわち、捕獲をさらにできるようにしていかなければならないと思っています。

今、この報奨金の額を見ると、確かに近隣市と比べて差があるということが分かりました。報酬額でいうと、私、理屈でいうと、やっぱり親を捕らないと、根を絶たないとどうしようもないというところがあるので、例えば成獣をもっと捕ろうというモチベーションにつながるような報酬額にするとかいうのも考えられるのかなというふうにも思いました。

ただ、先日、猟友会の人と意見交換をしたときに、とにかく成獣を捕るのは物すごく大変なんだという実態も聞きました。

そういった点も含めて、どうやればさらに捕獲が進むかと、他市の状況も参考にして、今後、

見直しの検討に入りたいと考えております。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／質問を終わります。

議長／以上で 16 番松尾議員の質問を終了させていただきます。

ここで、議事の都合上、1 時 10 分まで休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4 番 中山議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

4 番 中山議員

中山議員／皆さんこんにちは。

ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、4 番中山稔が本日最後の一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容は、1、地域農業の維持について。

2、地域猫活動について。

3、J R 佐世保沿線の除草作業についてになります。

最初の、地域農業の維持については、2つの項目についてお伺いします。

それでは、最初の中山間地域等直接支払制度については、いつから、どのような目的のために始められた制度なんですか。

お伺いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／まず、中山間直接支払制度についてですけど、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続させるため、国及び地方公共団体による支援を行う制度となります。

具体的には、対象となる地域において、条件を満たす農用地を耕作管理することで、基準に

基づいた交付金が支給される制度になります。

武雄市内におきましても、平成 12 年の制度開始より継続して利用されております。

議長／4 番 中山議員

中山議員／農業の生産の不利な山間部で耕作放棄をすることなく、田んぼや畑の維持管理に頑張っている農家の皆さんを支援する制度との説明でしたが、それでは、武雄市内で該当する地域はどこになりますか、お伺いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／農水省のほうが決める、農業地域類型での昼間農業地域及び山間農業地域である若木町、武内町、西川登町、東川登町、山内町、それから、橋下地区を除く北方町となります。

議長／4 番 中山議員

中山議員／武雄市内の平地を除く広範囲が該当するというふうになると思いますけど、それでは、武雄市内における中山間地域等直接支払の実施状況をお伺いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／モニターをお願いします。

事業開始が平成 12 年で、1 期目が 40 団体、2 期目以降、徐々に減少しており、現在 5 期目となりますが、市内における協定数は 28 団体となっております。

議長／4 番 中山議員

中山議員／先ほどのスライド、そのままお願いします。

1 期 5 年ということになりますから、25 年前に 40 団体、協定書があったんですけど、約 30% ぐらい減少して、28 協定になっていると思います。

これまでの経緯の中で、協定数が減少している原因は何が推定されるか、お伺いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／高齢化や担い手不足による離農者の増加に伴う活動維持困難と考えられます。

ただし、そのような状況の中でも、近隣団体との統合や組織再編を行い、本交付金の活用継続を模索するケースもあるため、単純に協定数減少が活動縮小に直結しているとばかりは言い切れない状況だと思っています。

議長／4番 中山議員

中山議員／答弁の中で、高齢化や担い手不足による離農者が増加して、やむを得ず解散したという集落もあったということですが、5期のところを見ると、新たに4つの協定が新規参入されたのかなと思います。

さらに、担い手不足で活動が困難となった集落は、近隣の団体、今まで生産組合単位であったのが、隣の生産組合と一緒に行政単位になるとか、そういうふうにして一生懸命に田畑を守って、交付金の制度を維持されているのではないかなというふうに思います。

スライドをお願いします。

こちらは、佐賀県が令和4年に463団体に、集落にアンケートされた結果になります。

集落が市町に要望する支援の内容としては、集落戦略に係ることとか、協定政策に係る支援をお願いしたいとか、事務負担の軽減に向けて支援をお願いするというふうなのが上位3つを占めていることが分かります。

また、継続意向の441協定のうち、61協定が、先ほど答弁にありましたように、広範囲化をするという意向があるということも、アンケートでも出ております。

また、廃止以降の22協定の理由を見てみますと、先ほどの答弁と一緒にですね。

高齢者で体力不足とか、活動意識の低下、それとか、地域農業の担い手がないというところが上位2つと、もう一つは、地域リーダーの高齢化というところも言われていると思います。

会計処理を含めて、私も町内のそういう集落に聞いたところ、会計処理が大変ですもんねというようなことも聞いております。

会計処理を含めて事務負担を簡略化することは可能なんですか、お伺いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／本交付金につきましては、国が中心となり、県、市合わせての制度となっております。

市独自の判断で事務手続を簡素化することはできません。

ただし、御指摘の内容につきましては、全国的な共通課題で、国や県も認識されており、事務負担の軽減について対応が検討されております。

本市としましては、現場からの要望として引き続き訴えていきたいと、そのように思っております。

議長／4番 中山議員

中山議員／協定を結んである地域は、自分たちの集落を守っていくという郷土意識を持って取り組み、荒廃農地の発生防止や有害鳥獣、いわゆるイノシシの被害の防止に全力を注いでいるというふうに思います。

事務の委託を今進められていることもありますけど、地域以外の方にその事務を頼むということはどうかというところもあって、なかなかそのところは進んでいない状況にあると思います。

現場の声を、国や県にぜひ伝えてほしいと思います。

こちらは令和6年度のパフレットの表紙になりますけど、一番上のところに、「中山間地域を守るみなさまを支援します」というふうにあります。

ぜひ支援をお願いしたいというふうに思います。

次の、イノシシ対策について入ります。

地域の農業にとって大きな負担はイノシシ対策になります。

イノシシ被害の軽減を図るために、ワイヤーメッシュとか、電気牧柵をはって、イノシシの侵入が、田畑への侵入を防ぐのが一つです。

もう1つですね、確実にイノシシそのものを捕獲する必要があると思います。

その捕獲のためには、計画的な罠の導入と、それを運用する適切な人材を配置する必要があると思います。

市民の要望に対応できるように、イノシシ捕獲体制の構築を目指していただきたいと思いますが、次の質問をしたいと思います。

現在、イノシシパトロール隊が所有している箱罠数と、市内に設置している箱罠数をお伺いいたします。

また、山内町でいいですので、箱罠設置状況をお伺いします。

ごめんなさい、箱罠です。

申し訳ございません、箱罠になります。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／いのししパトロール隊の箱罾の所有数としましては 34 基、8 月末時点での設置数ですけど、29 基になります。

モニターをお願いします。

山内町では、モニターに表示しておりますが、箱罾を 10 か所設置をしている状況でございます。

議長／4 番 中山議員

中山議員／この設置地図を見ますと、山あいから住宅街に入ったところに設置をいただいているような気がします。

つまり、畑や田んぼにイノシシが侵入し、荒らされたから箱罾の設置を市に依頼しているのではないのでしょうか。

しかし、箱罾の設置を依頼された方がいのししパトロール隊に頼んでも、二、三日設置を待ってくれと言われたと聞いております。

どういう状況か、お伺いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／イノシシの箱罾設置依頼が集中する時期がございます。

特に今からの時期で、お米の収穫前に依頼が集中しますので、その際はしばらく待っていただく場合がございます。

議長／4 番 中山議員

中山議員／それでは、待たせることがないように、定期的な罾の導入が必要だと考えますけど、これまでの箱罾の導入状況はどうだったかお伺いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／箱罾の導入につきましては、国庫補助を活用しまして、平成 21 年度より随時、導入をしております。

直近では令和 4 年度に 6 基、令和 5 年度に 8 基導入しております。

今年度も計画しており、また、今後も定期的に導入をしていきたいと思っております。

議長／4番 中山議員

中山議員／箱罾を定期的に導入していきたいということでしたけど、今度はその箱罾の設置を管理するいのししパトロール隊の人数が足りているかどうかについてお尋ねします。
現行のパトロール隊の状況はどうなっていますか、お伺いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／いのししパトロール隊の人数は現在6名で、1班2名の3班体制で活動をされております。

議長／4番 中山議員

中山議員／1班2名の3班体制で、市民の要望に果たして応えられるでしょうか。
イノシシの捕獲数を増やすためには、パトロール隊の増員をするなど、各パトロール隊の負担軽減と効率化を図ってはどうかと思いますけど、お尋ねします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／いのししパトロール隊の増員予定はございませんが、先ほど申しましたように、米の収穫期前など、イノシシの出没が増える時期につきましては、猟友会の猟師の方や、武雄市有害鳥獣被害対策実施隊の方と連携しまして、パトロール隊の負担軽減や、効率化できることについては、改善を図っていきたいと思っております。

議長／4番 中山議員

中山議員／増員は難しいということですけど、箱罾の設置を依頼された方は、毎日のように、毎朝、イノシシがかかっていないんだろうかというふうに様子を見に行行ってやれるのではないかと思います。
増員の予定がなかったら、イノシシが罾にかかった情報などを地域の方から連絡してもらうような連絡体制が整備できないか、お伺いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／罨にかかったイノシシを発見された場合、農林課のほうへ御連絡いただければ、いのししパトロール隊、武雄市有害鳥獣被害対策実施隊、猟友会などへ連絡する体制を整えております。

この連絡体制について、改めて地域住民の方へ周知いたしまして、あわせて、野生動物への注意喚起を行いながら、箱罨の状況を共有することで農作物の被害軽減につなげていきたいと思っております。

議長／4番 中山議員

中山議員／住民さんたちは、早くイノシシを捕ってほしいという願いが多いと思います。

最後に、市長にお伺いしますが、中山間地における農業は、平地の農業に比べ、まず、農地が1反以下から2反半くらいともう狭く、四角ではなくて、不整形な農地が多く見られます。

しかも、水はけが悪く、田起こしや稲刈りにも苦悩する状態です。

反当たりの収穫も、平地と比べ、2から3俵少ないところが多いと思います。

まずは、田植え時期ですね、ジャンボタニシとの戦いですね。

それが過ぎて一段落すると、今の時期、イノシシの出番であります。

まず、イノシシは、田んぼのどこから進入できるか、様子を見に来て、あぜを最初に壊します。

そうすると、田んぼに水がたまらなくなります。

しばらくして、稲の穂が出始めると、稲を踏み倒して、穂を食べます。

イノシシの進入を防ぐために、今度は、ワイヤーメッシュや電気牧柵等を設置して、一生懸命防ごうとしています。

そして、その管理のために、畦畔率が高い土手の草刈り等、中山間地域の農業を継続させるには、大変な苦勞をされてあります。

しかし、この地域で農地を管理することで、平野部への有害鳥獣の被害を押さえることにつながっていると考えています。

このような状況だからこそ、中山間地域等直接支払制度の交付金や、加算措置の単価の現状維持と、さらには、拡大を強く求めるべきじゃないかなと思います。

私も中山間地域を抱えられているほかの市議の皆さんと一緒に、県選出の国会議員の皆さんに要望活動をしていく所存ですので、市からも、県や国へ働きかけをしていただきたいと思います。

市長の答弁をお願いいたします。

議長／小松市長

小松市長／まず、中山間地域で農業に従事していただいている皆さんには感謝を申し上げます。

先ほどからお話が出ておりますように、中山間地域の農業というのは、中山間地域のみならず、災害を防ぐとか、有害鳥獣を抑える、抑制するとか、そういった意味で、平野部の農業とか地域保全にも大きくつながっているということで、まさに、地域の維持、農業の維持の生命線だというふうに思っております。

国、県に対しては、これからも、交付金の様々な事務負担軽減とか、そのほか、様々な要望を引き続き、さらに強く行っていきたいと考えておりますし、市のほうでも、負担軽減策を現在、幾つかやっておりますけれども、さらに、中山間地域でも農業を維持して、続けていただけるように何ができるかというのは、我々、市のほうでも、あわせて考えていきたいと思っております。

議長／4 番 中山議員

中山議員／これからも中山間地域への支援をよろしくお願いしたいと思っております。

スライドをお願いします。

2 番の地域猫活動についてになります。

このスライドは、5 月 18 日の佐賀新聞ですけど、「犬猫殺処分、過去 10 年間で最少」ということで、犬が 15 匹、猫が 79 匹で、一番最少になったということですね。

これも猫に関して、地域猫活動が一つの減少につながっていると分析をされてあります。

それでは、武雄市の地域猫活動団体数は幾つあるか、お伺いします。

議長／弦巻まちづくり部理事

弦巻まちづくり部理事／モニターをお願いします。

最初に、地域猫活動団体とは、市に登録をされて、市内の地域、地区で、飼い主のいない猫を適切に管理していく活動を行っていらっしゃる団体となります。

モニターのほうには、本市における地域猫の活動団体登録数の推移のほうを表しております。平成 28 年度の事業開始には、4 団体でございましたけれども、その後、徐々に増えていき、今年度につきましては、8 団体の新規登録がございまして、現在では 23 団体となっております。

議長／4 番 中山議員

中山議員／過去は、少しずつ新規が増えていましたけど、今年度に関しては、もう既に8団体が登録をされているということになります。

市の取組が、これまでの取組が浸透しているんじゃないかというふうに思います。

それでは、ここ数年の予算の推移はどうなっていますか、お伺いします。

議長／弦巻まちづくり部理事

弦巻まちづくり部理事／地域猫の活動団体補助金につきましては、地域猫に去勢、避妊手術を実施した費用に対して、メスに関しましては1匹2万円、オスに関しましては1匹1万円を限度としているところでございます。

モニターのほうを御覧くださいませ。

現行の補助制度と同様の形態になりました。

令和4年度から令和6年度の予算額の推移につきまして、グラフのほうに表しております。

予算額につきましては、令和4年度が55万円、令和5年度、令和6年度それぞれ100万円となっております。

このうち、オレンジ色で示している部分でございますけども、本事業の財源を、ふるさと納税を通じてクラウドファンディングで寄附をいただいている金額となります。

令和4年度は55万円、令和5年度は80万4,000円の寄附をいただき、本事業の財源に充てさせていただいております。

令和6年度につきましても、11月以降に実施をする予定でございます。

議長／4 番 中山議員

中山議員／クラウドファンディングですね、令和4年は予算が100%、令和5年が約80%ということになっていきますので、ぜひ令和6年度もクラウドファンディングを実施していただきたいというふうに思います。

先ほど答弁でありましたように、補助金はオスの上限が1万円、メスの上限が2万円になっているということですけど、各年度の補助金の措置の推移はどうなっていますか、お伺いします。

議長／弦巻まちづくり部理事

弦巻まちづくり部理事／モニターを御覧くださいませ。

令和４年度から令和６年８月までの補助金の交付実績による去勢、避妊処置数をお示しをしております。

令和４年度はオス 15 匹、メス 23 匹の申請に対しまして 54 万 1,500 円を交付。

令和５年度はオス 30 匹、メス 39 匹の申請に対しまして 99 万 9,000 円、令和６年度につきましては、８月末現在でございますけれども、オスで 22 匹、メスで 30 匹の申請に対して 74 万 6,000 円を交付している状況でございます。

議長／４番 中山議員

中山議員／今年度は、この前の前のグラフであったように、既に８団体が新規参入されているということになっています。

その分、補助金額の、補助交付申請も増えていると思います。

既に当初予算の 75％に達しているというふうに思われます。

予算が、今年度当初予算が 100 万でしたけど、予算が終了したらどうするのか、お伺いします。

議長／弦巻まちづくり部理事

弦巻まちづくり部理事／再度モニターを御覧いただきたいと思います。

令和４年度におきましては 12 月、令和５年度におきましては令和６年の２月に予算額の上限に達したため、補助事業を終了しております。

予算に達し次第、補助は終了しているところでございますが、予算が少なくなった時点で活動団体の皆様へお知らせをし、可能であれば次年度以降に取り組んでいただくようお願いをしている状況でございます。

議長／４番 中山議員

中山議員／スライドをお願いします。

こちらは環境省のホームページから取ったイラストなんですけど、１頭のメスが、１年後には 20 頭以上に増えるというふうな計算をされているというところですね。

２年後、３年後には、計算上はこんなに増えるということになっておりますけど、予算に限度があるということは、もう理解できます。

しかし、来年度まで放置すると、このイラストのようにどんどん増えていくわけですね。
そしたら、来年度はもっと補助金交付申請が増える可能性があるというふうに思います。
また、佐賀新聞の記事にありましたように、23年度の猫殺処分の79匹が増える可能性があると思われます。

ぜひ今年度募集されるクラウドファンディングの上限を当初予算の100万ではなくて、100万以上に設定されて、補正予算をしっかりと組んでいただいて、これ以上猫が増えないようにお願いしたいというふうに思います。

3つ目の質問になります。

J R佐世保線の沿線の除草作業についてということになります。

山内町ではJ R佐世保線と県道45号線が町の中心部を東西に平行して走っています。
このスライドは山内中学校付近の様子なんですけど、線路側からガードレールを越えてこの路側帯の白線をもう越えているわけですね。

そしたら、歩行者とか自転車は車道まではみ出て通行するということになりますので、非常に危険ということになります。

先週、ここの管理である杵藤土木事務所から除草作業をしていただきましたけど、きれいにガードレールは見えますし、路側帯の白線も見れるようにきれいに刈っていただいていますけども、J R側の、やっぱり草はそのまま残っているという状況になります。

こちらは三間坂駅前ですね。

これなんですけど、作業前ですね、こちら見られると分かるように、もう路側帯まではみ出ているということになります。

作業後は、このようにすっきりしました。

白線もきちっと見えているということになります。

もう一つの写真なんですけれども、これは岩井手の交差点付近なんですけど、県道45号線をよく利用される方は、ここの信号で結構、信号待ちになります。

そしたら、ここのところは、ガードレールを草がこうしているところがよく目につくんですね、反対側の歩道のほうも大分草が生い茂っているのが目立つということになります。

ここの信号機の先のところには、小学生が利用するバス停もあるんですよね。

だから、ぜひこういうところも早めに除草をしていただきたいと思います。

除草後を見ますと、こんな、先ほどと同じようにすっきりガードレールも見えますし、路側帯の白線もきれいに見えているということになります。

しかし、ここのところを見ていただきたいんですけど、鉄道線路の向こう、反対側、北側ですね、竹が生い茂ったままということになりますね。

山内町の方は、きれい好きな方が多いとみられまして、この除草について、J R側と県のどちらに申出をしてよいかちょっと分からず、市民も困っておられます。

J Rと県のさかいについてお尋ねいたします。

議長／弦巻まちづくり部理事

弦巻まちづくり部理事／J Rと県道の境界の件でございますけども、杵藤土木事務所のほうに確認をいたしましたところ、側溝については県の管理というふうに思われますけれども、境界が***な部分もあるので、双方立会いの下、管理をする部分を確認されるということで回答を得ているところでございます。

議長／4番 中山議員

中山議員／県道の管理者である杵藤土木事務所には、定期的に除草作業を行ってあるということとは私も見ております。

大変ありがたく思っているところです。

スライドに示したように、3つのスライドですね、中学校付近とか、三間坂駅前とか、東小学校付近は通学路にもなっておりますので、できたら4月や9月の学期前に除草作業をお願いしたいというふうに思います。

また、J Rは、列車の運行には多分このままでも差し支えないというふうに思っていると思いますが、県道側の敷地内の除草をしてもらわないと、また最初のふうに草が伸びてきて、ガードレールを越して路側帯まではみ出てくるというふうになります。

だから、同じような、繰り返しになりますので、ちょっとまた線路の北側を見ていただきたいんですけど、これは、また別の場所なんですけど、先ほど言ったように、杵藤土木事務所は側溝のところまできれいに除草していただいているんですけど、線路側は全然手つかずになっているのか、特に北側は伸び放題ということで、これは、こちらの土手の向こうなんですけども、ここに境杭が打ってあるんですけど、もうそのまま放置をされているから、こういうところも木が生い茂っているわけですね。

仕方なく、この農地の方がこうやって少しは刈ってありますけど、毎回毎回するのも非常に大変だというふうに聞いておりますので、定期的な管理をしていただくようにJ R側に伝えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長／弦巻まちづくり部理事

弦巻まちづくり部理事／広い敷地を持っているJ R九州が敷地の適切な管理を行っていただくことは、住民の皆様の安全と生活環境の保全のためには大変重要なことだというふうに認

識をしております。

定期的に除草を行うなどしっかりと管理を行っていただくよう、ＪＲ九州のほうに今回の要望をおつなぎしたいというふうに考えております。

議長／４番 中山議員

中山議員／特に、先ほども言いましたようにＪＲの北側ですね、そのまま放置されているように感じますので、市民の要望として管理をしっかりと行っていただくようにお伝え願いたいというふうに思います。

以上で、４番 中山稔の一般質問を終わります。

議長／以上で、４番 中山議員の質問を終了させていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。